

健康経営の推進について

平成30年5月

経済産業省

ヘルスケア産業課長

西川 和見

目次

1. 平成29年度健康経営度調査の結果

2. 今後の「健康経営」の方針

3. 健康経営を支えるサービス

参考：健康経営銘柄及び健康経営優良法人の選定・認定について

1. 平成29年度健康経営度調査の結果

「健康経営銘柄」の選定

- 平成27年3月、初代となる「**健康経営銘柄**」を**選定**以後、主要な新聞社やテレビ放送において「健康経営」を取り上げる機会が大幅に増加。
- 平成30年2月には、第4回となる「**健康経営銘柄2018**」として**26社を選定**。選定に用いる**健康経営度調査**には、**過去最高の1,239社(法人)**からの回答があり、社会からの関心の高まりが見受けられる。



＜「健康経営銘柄2018」発表会の様子＞



＜健康経営銘柄 2018選定企業一覧＞ ※業種は東京証券取引所の業種区分

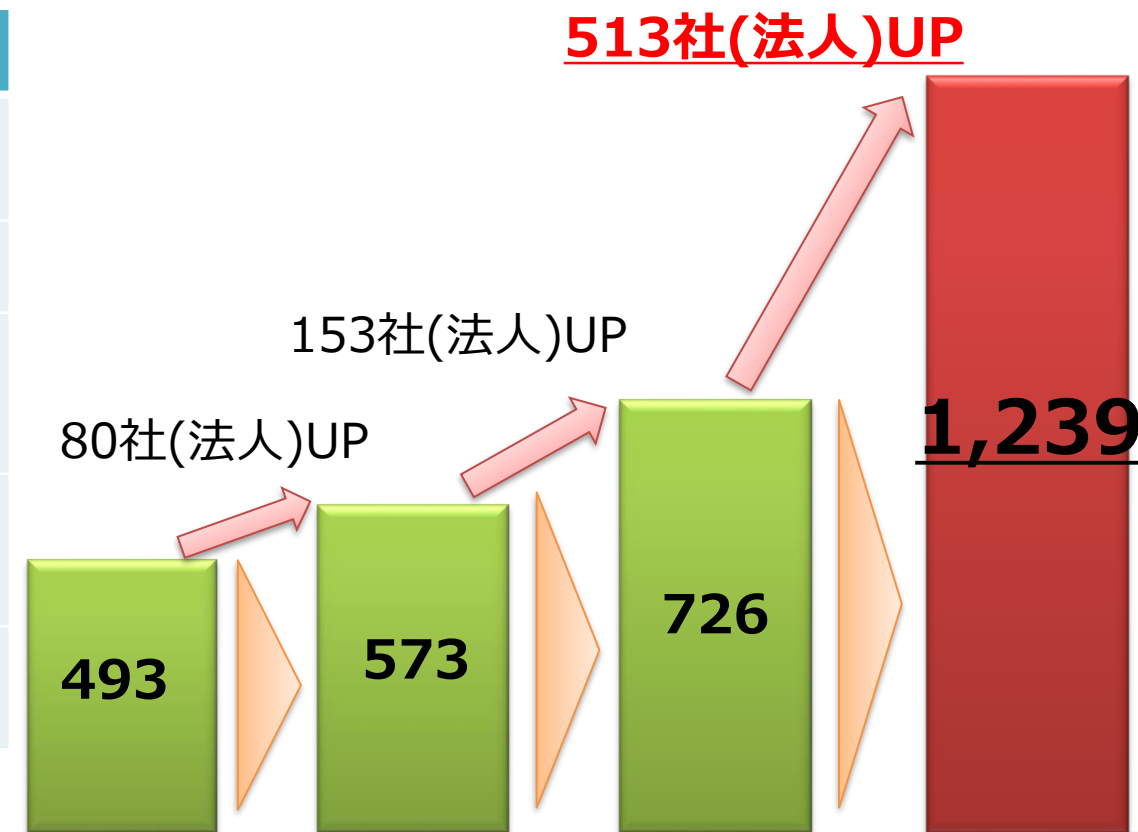
業種名※	選定企業名
建設業	住友林業
サービス業	ベネフィット・ワン
小売業	丸井グループ
食料品	味の素
繊維製品	ワコールホールディングス
化学	花王
医薬品	塩野義製薬
精密機器	テルモ
ゴム製品	バンドー化学
ガラス・土石製品	TOTO
鉄鋼	ジェイエフイーホールディングス
金属製品	リンナイ
非鉄金属	フジクラ
機械	ダイフク
電気機器	コニカミルタ
輸送用機器	デンソー
その他製品	凸版印刷
卸売業	キャノンマーケティングジャパン
証券・商品先物取引業	大和証券グループ本社
保険業	東京海上ホールディングス
不動産業	フジ住宅
陸運業	東京急行電鉄
空運業	ANAホールディングス
銀行業	みずほフィナンシャルグループ
その他金融業	リコーリース
情報・通信業	SCSK

平成29年度健康経営度調査の概要①

- 平成29年度健康経営度調査の回答法人数は、第3回(726法人)から513法人増加の「1,239法人」であった。
- 回答法人のうち、上場会社は718社、非上場会社(法人)は521社(法人)であり、上場企業の回答企業数は、第3回(610社)から108社増加した。

■ 過去4回の回答企業数の変化

調査結果概要	
調査名	平成29年度 健康経営度調査 (従業員の健康に関する取り組みについての調査)
調査期間	平成29年9月～10月
調査対象	国内の法人組織 (平成29年9月時点)
回答数	1,239社 (法人)
(参考) 前回回答企業数	726社 (法人)



第1回(平成26年度) 第2回(平成27年度) 第3回(平成28年度) **第4回(平成29年度)**

平成29年度健康経営度調査の概要②

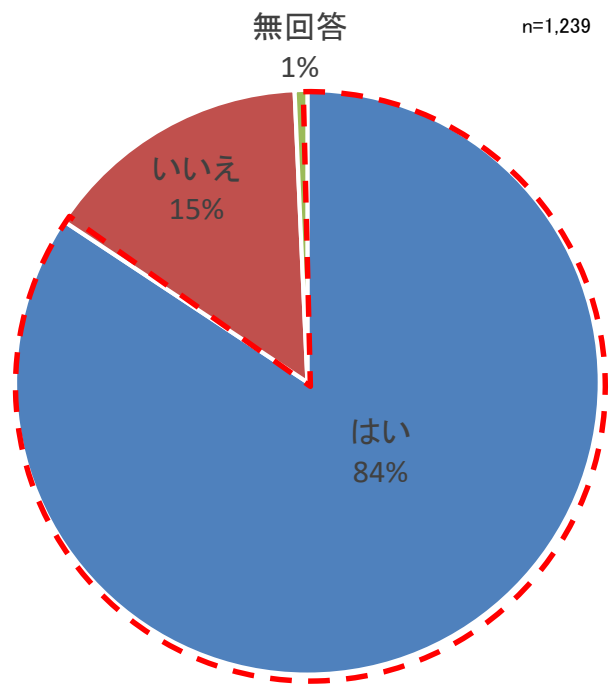
- 健康経営度調査の業界回答率は業種による差は存在するものの、上場企業における回答率が3割を超える業種が昨年度の**5業種から10業種に増加した**。

業種名	全回答数	うち上場企業 回答数	上場企業 対象数	上場企業 回答率	前年度上場企業 回答率	業種名	全回答数	うち上場企業 回答数	上場企業 対象数	上場企業 回答率	前年度上場企業 回答率
水産・農林業	2	2	11	18.2%	18.2%	その他製品	28	20	107	18.7%	18.8%
鉱業	1	1	7	14.3%	14.3%	電気・ガス業	15	15	24	62.5%	39.1%
建設業	58	35	184	19.0%	23.5%	陸運業	29	18	65	27.7%	15.6%
食料品	49	41	130	31.5%	22.6%	海運業	2	2	14	14.3%	21.4%
繊維製品	10	10	54	18.5%	12.7%	空運業	5	3	5	60.0%	40.0%
パルプ・紙	10	8	26	30.8%	26.9%	倉庫・運輸関連業	11	4	39	10.3%	15.8%
化学	50	47	214	22.0%	20.5%	情報・通信業	164	70	414	16.9%	12.5%
医薬品	33	22	66	33.3%	33.8%	卸売業	81	58	332	17.5%	13.0%
石油・石炭製品	6	4	12	33.3%	23.1%	小売業	111	43	358	12.0%	12.8%
ゴム製品	7	6	19	31.6%	26.3%	銀行業	51	44	91	48.4%	29.3%
ガラス・土石製品	6	5	58	8.6%	5.0%	証券・商品先物取引業	5	4	42	9.5%	14.0%
鉄鋼	9	9	47	19.1%	19.1%	保険業	29	8	15	53.3%	53.8%
非鉄金属	10	9	36	25.0%	20.0%	その他金融業	23	12	34	35.3%	34.4%
金属製品	13	10	91	11.0%	13.2%	不動産業	34	20	124	16.1%	15.1%
機械	44	40	232	17.2%	12.9%	サービス業	162	53	415	12.8%	11.9%
電気機器	78	61	262	23.3%	18.6%	その他（医療・社会 福祉法人・官公庁 等）	48	0	0	-	-
輸送用機器	46	26	96	27.1%	20.4%						
精密機器	9	8	52	15.4%	17.6%	総計	1,239	718	3676	19.5%	16.7%

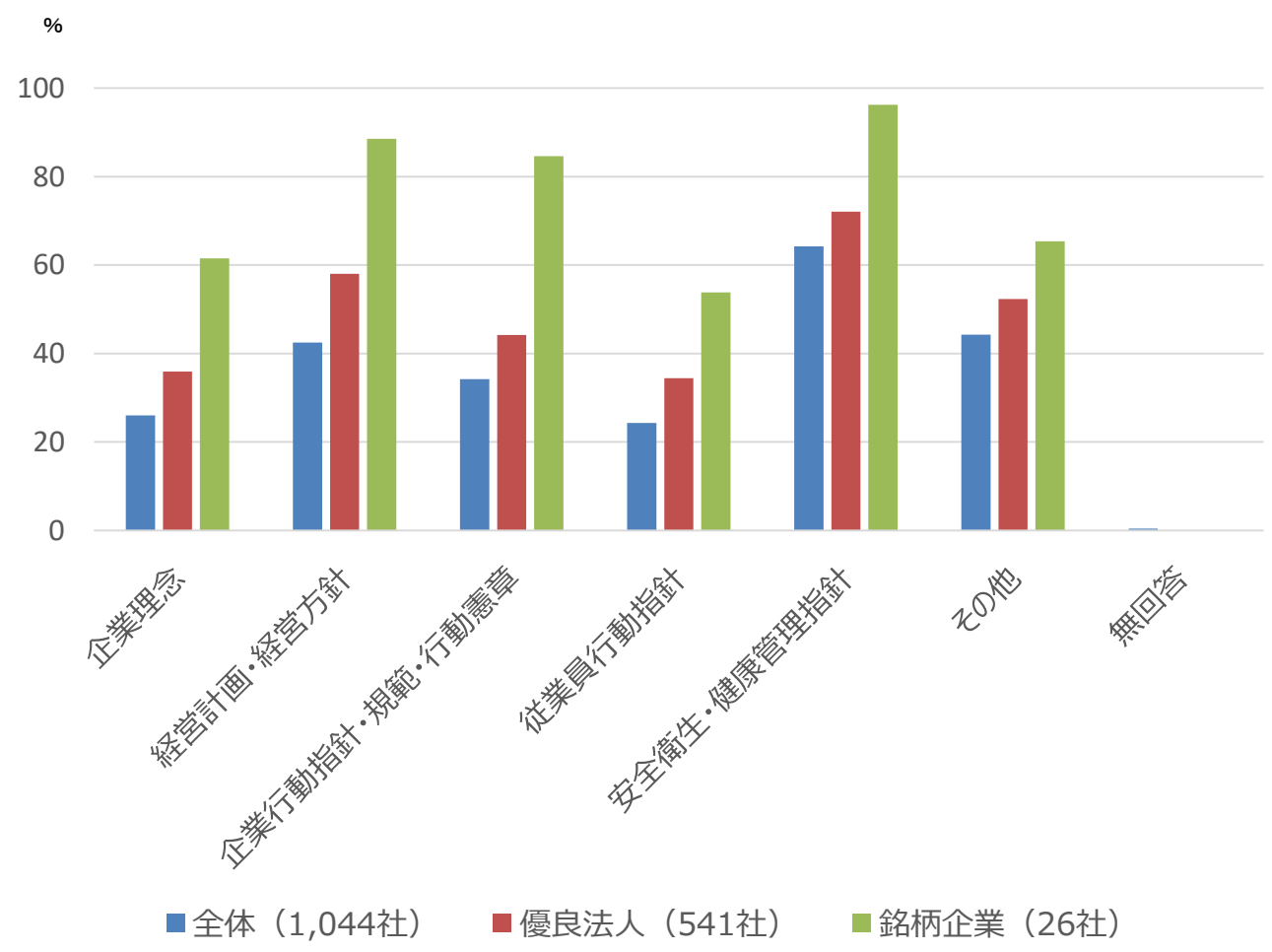
平成29年度健康経営度調査の結果①

● 平成29年度健康経営度調査において、「健康宣言の社内への発信について」の結果は以下のとおり。Q12は必須項目。

Q12.従業員の健康保持・増進に対する全社方針を社内向けに明文化していますか。(1つだけ)



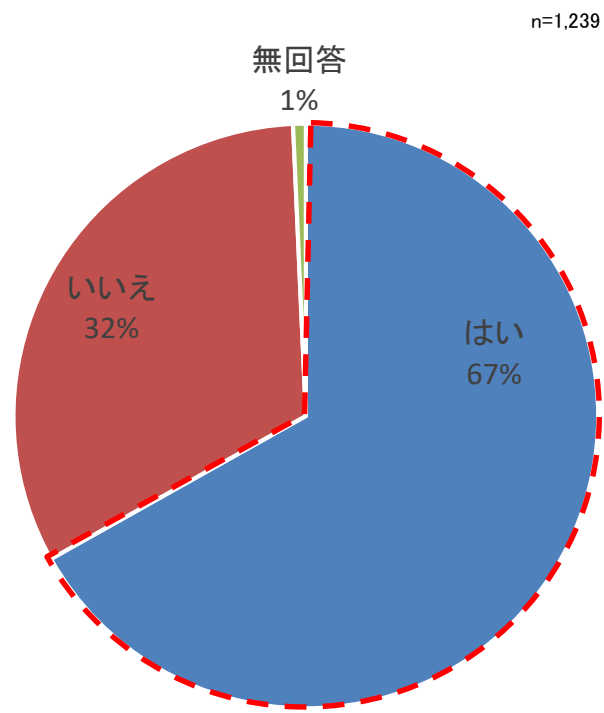
Q12SQ1.(Q12で「1」とお答えの場合)何において明文化していますか。(いくつでも)



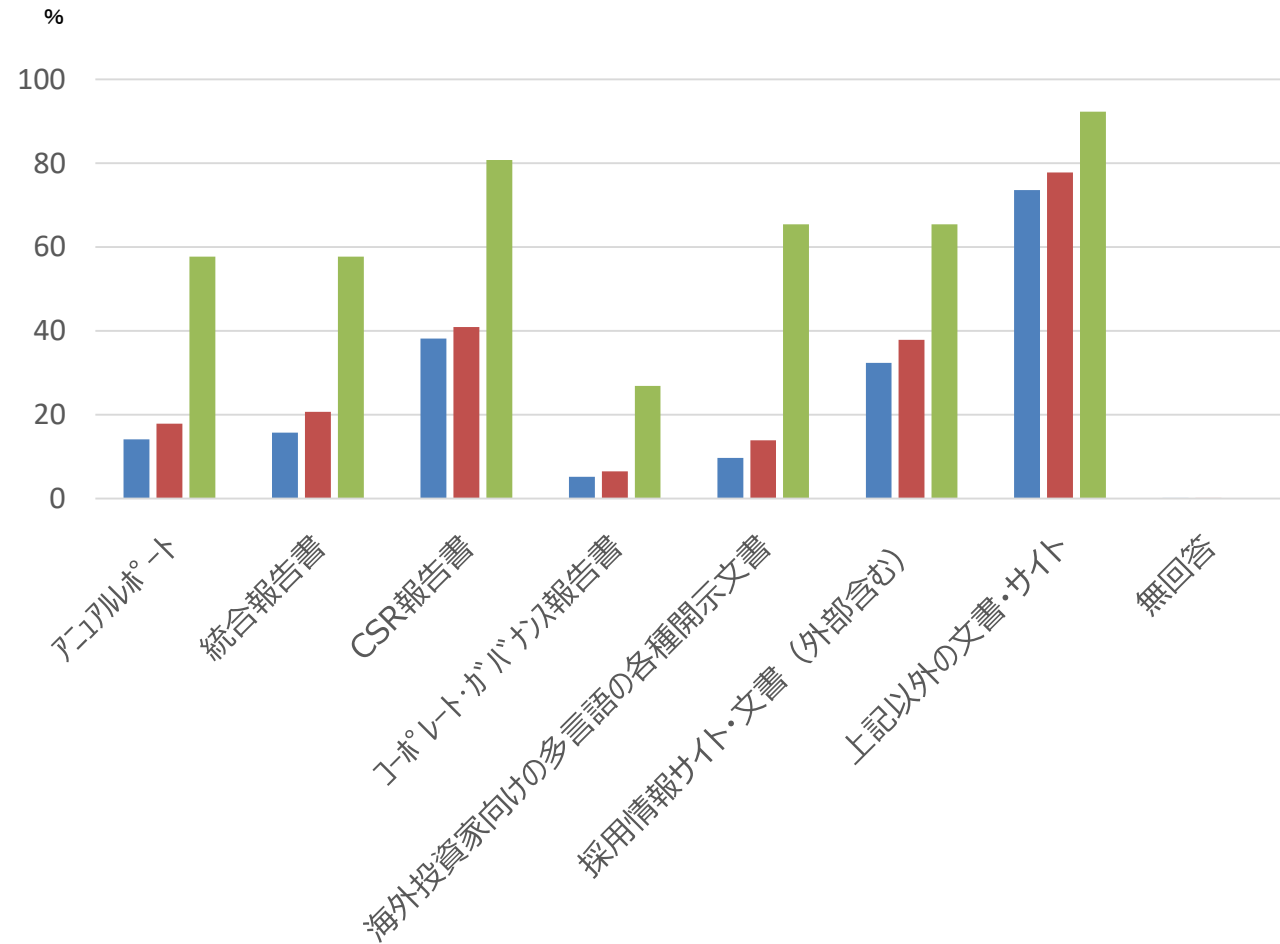
平成29年度健康経営度調査の結果②

- 「健康宣言の社外への発信について」の結果は以下のとおり。Q13は必須項目。
- 銘柄企業はHPだけでなくCSR報告書や統合報告書等、様々なツールを使って公開していることがわかる。

Q13. 従業員の健康保持・増進に関して目的、体制、取組内容、成果等を社外に公開していますか。(1つだけ)



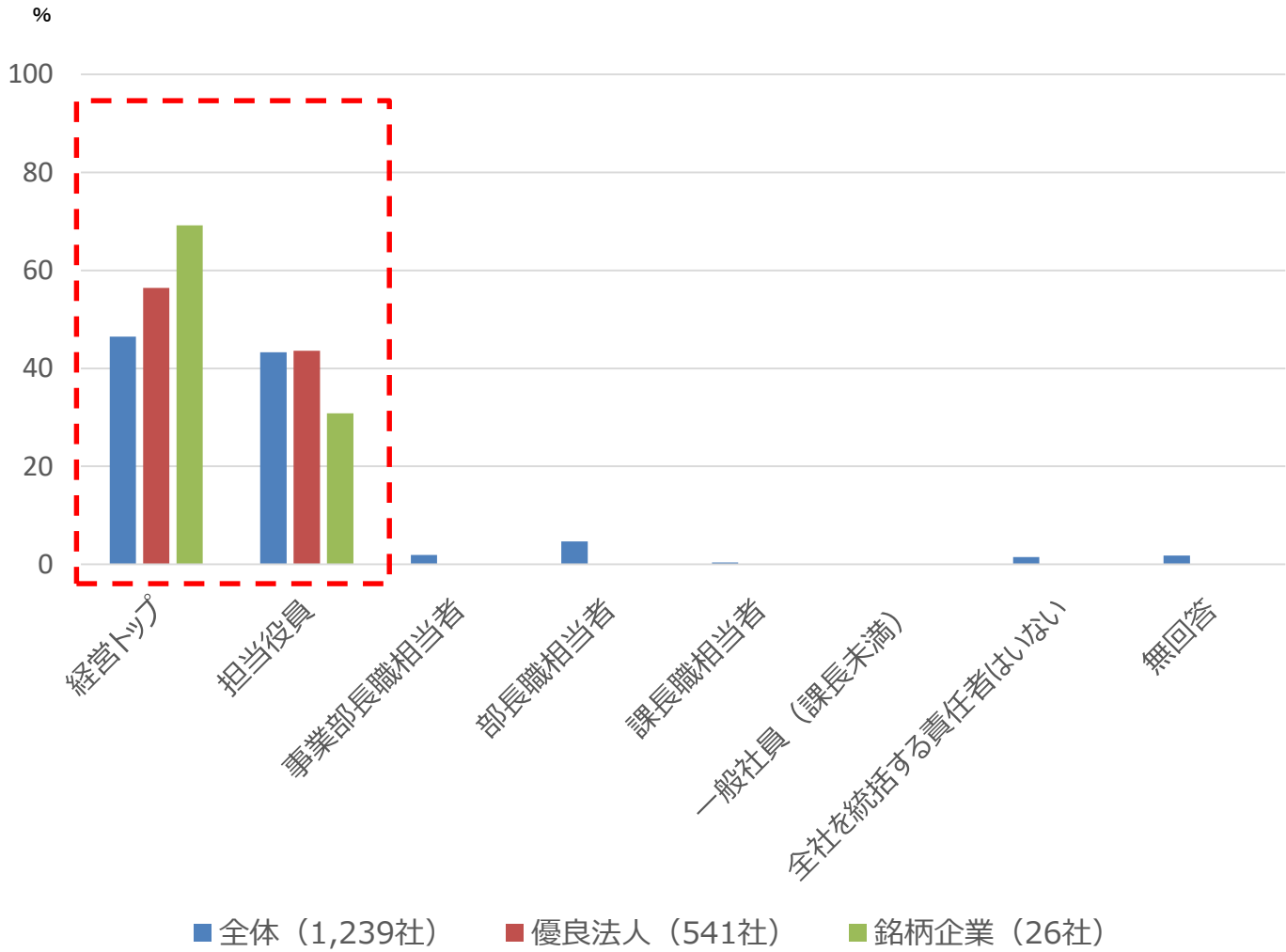
Q13SQ1.(Q13で「1. はい」とお答えの場合)何において公開していますか。(いくつでも)



平成29年度健康経営度調査の結果③

● 「健康づくり責任者が役員以上」の結果は平成29年度健康経営度調査の結果は以下のとおり。
Q15において「経営トップ」または「担当役員」の選択が認定要件において必須。

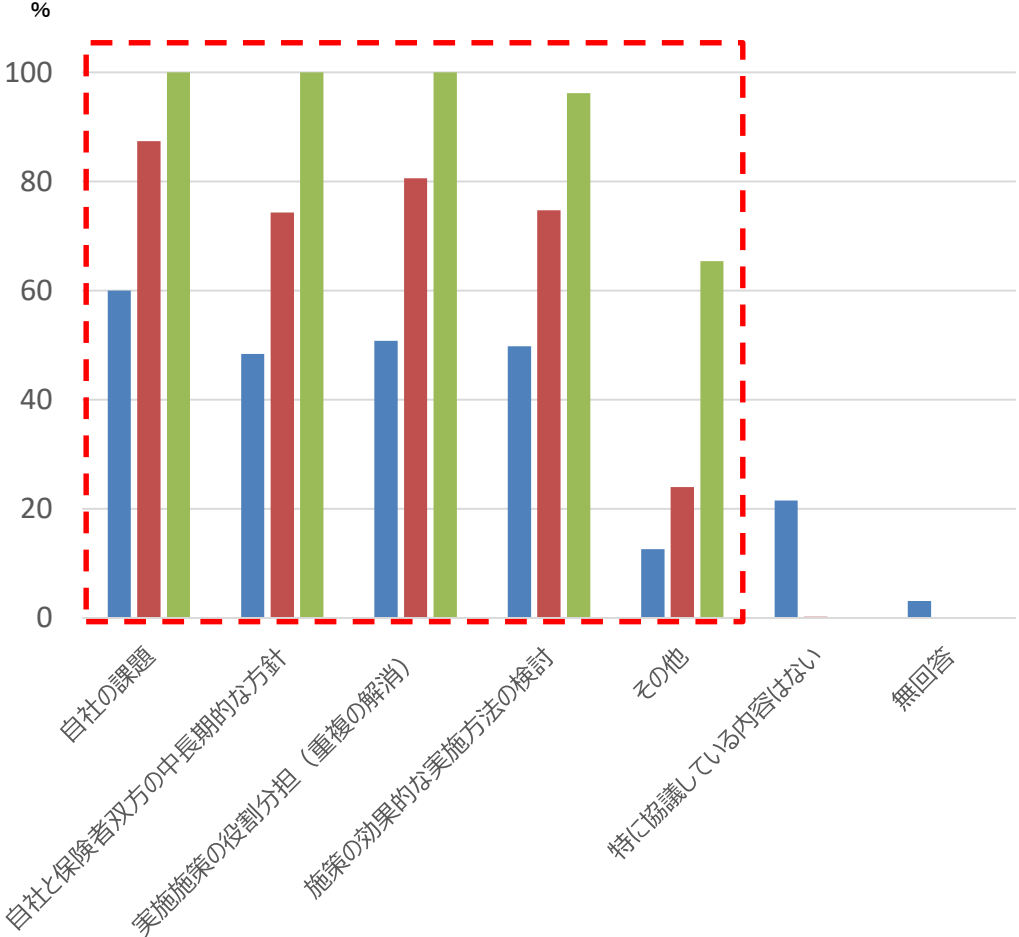
Q15.全社における従業員の健康保持・増進の最高責任者の役職をお答えください。(1つだけ)



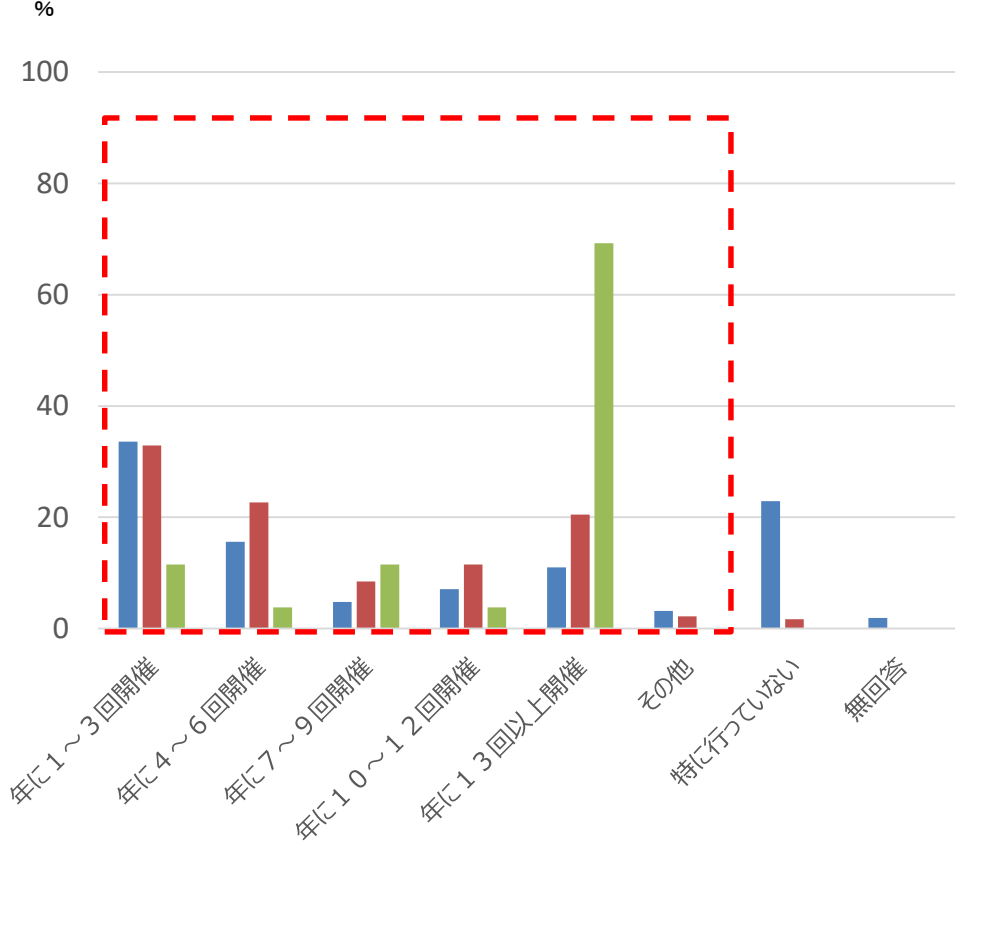
平成29年度健康経営度調査の結果④

- 「健保等保険者との連携」についての結果は以下のとおり。Q45またはQ46において協議・会議していることが認定要件において必須。
- 銘柄企業はコラボヘルスが十分行われていることがわかる。

Q45. 従業員の健康保持・増進の取組を推進するために健保等保険者と協議している内容をお答えください。(いくつでも)



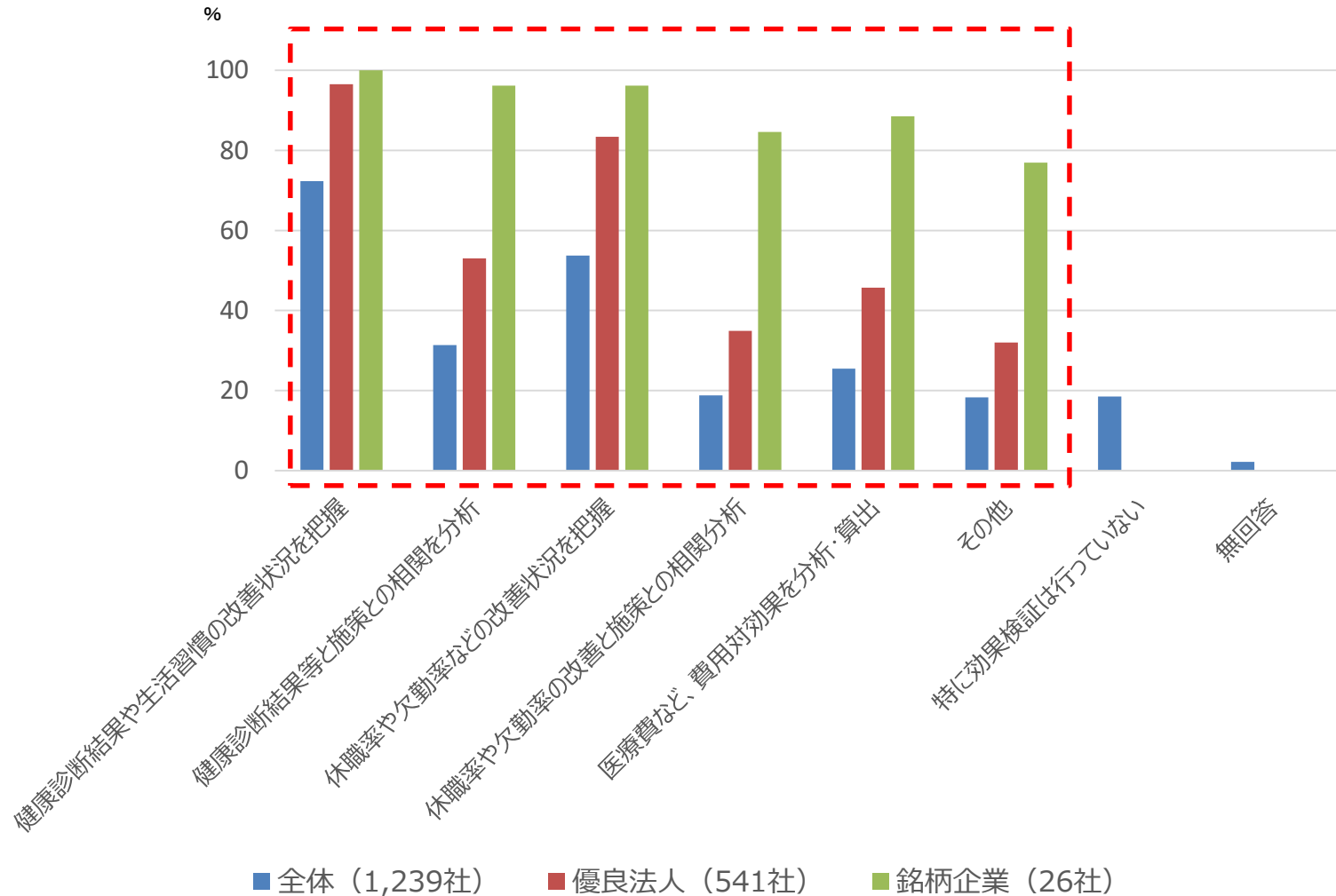
Q46. 健保等保険者と取組について連携するために会議を開催していますか。(ひとつだけ)



平成29年度健康経営度調査の結果⑤

- 「健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施」についての結果は以下のとおり。Q26においてなんらかの効果検証を行っていることが必須。

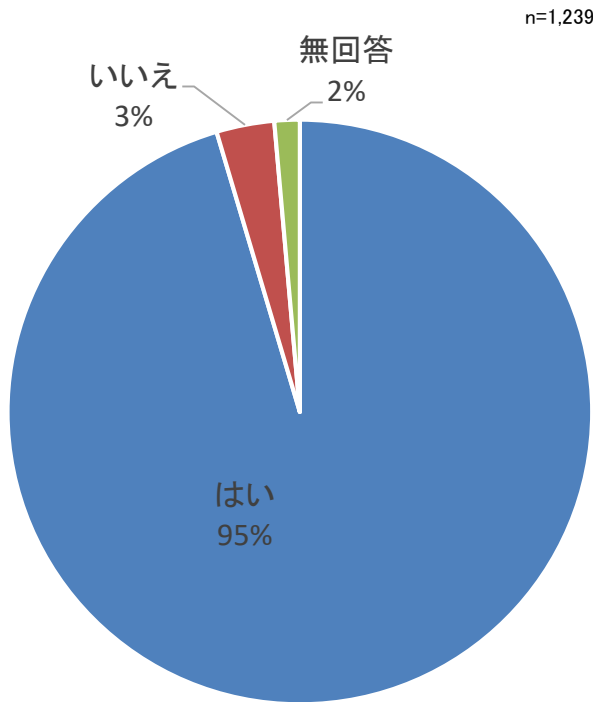
Q26.従業員の健康保持・増進を目的として導入した施策について、どのように効果検証を行っていますか。(いくつでも)



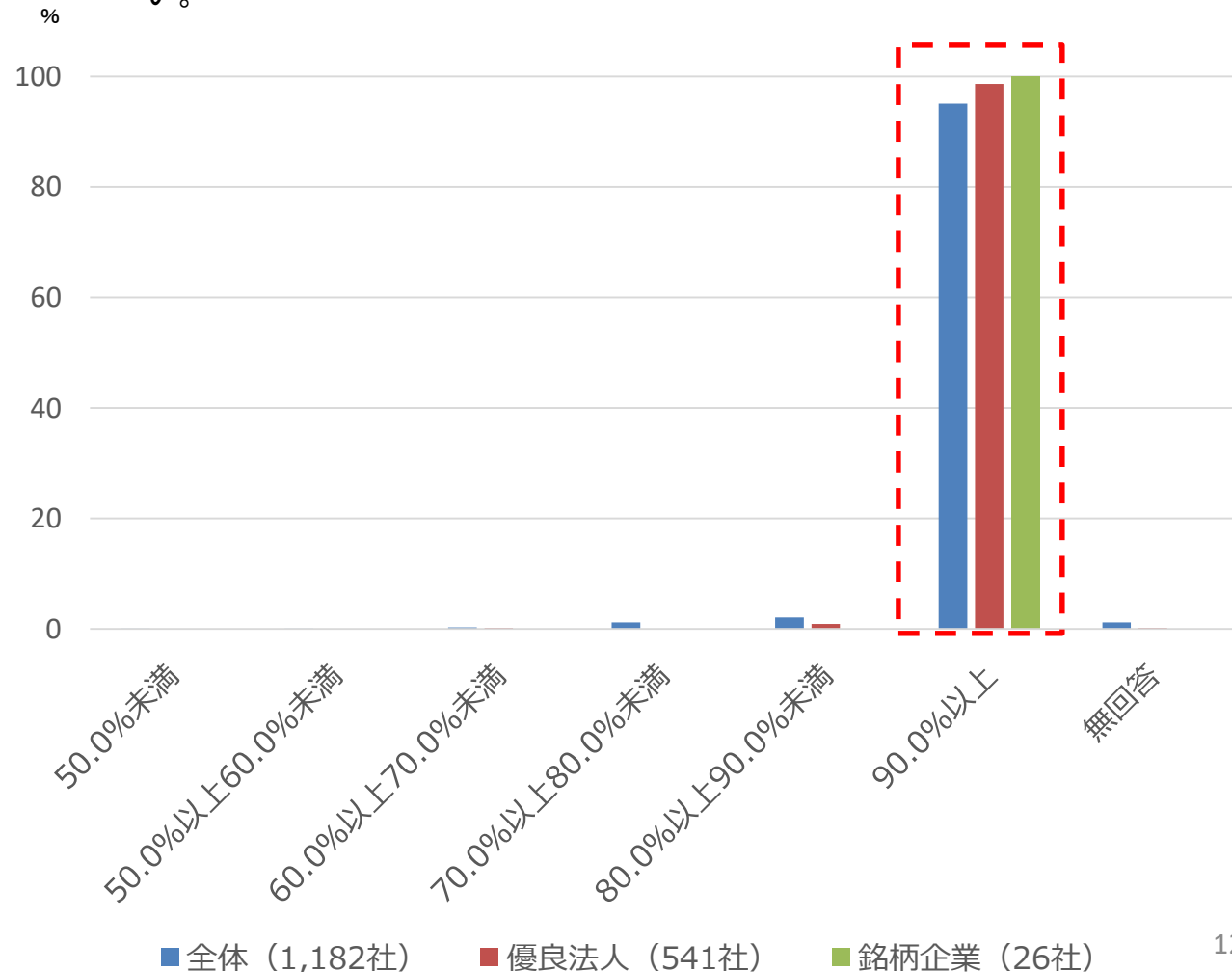
平成29年度健康経営度調査の結果⑥

- 「定期検診受診率（実質100%）」の結果は以下のとおり。Q24において2016年度の一般定期健康診断受診率100%であることが認定要件の選択項目。

Q24.従業員の健康診断等の結果について集計の有無



Q24.従業員の健康診断等の結果について、2016年度の具体的な数値をお答えください。

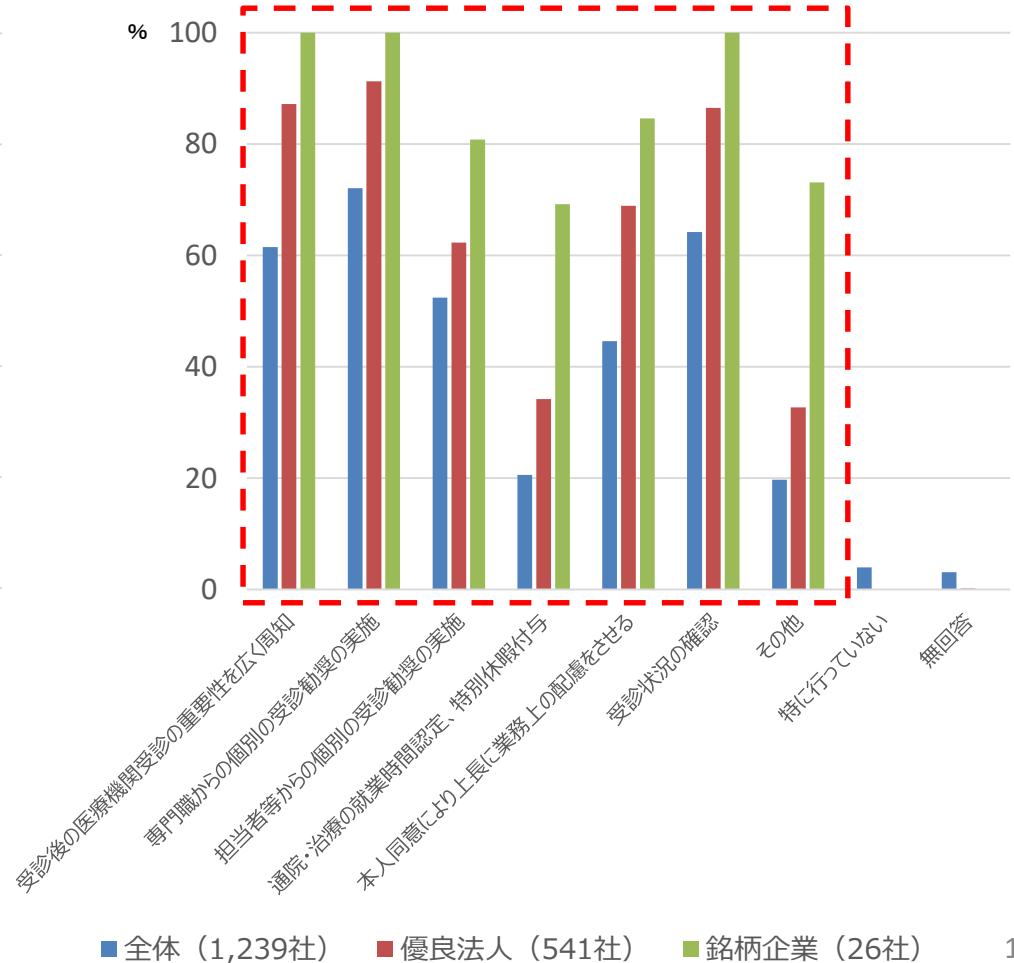
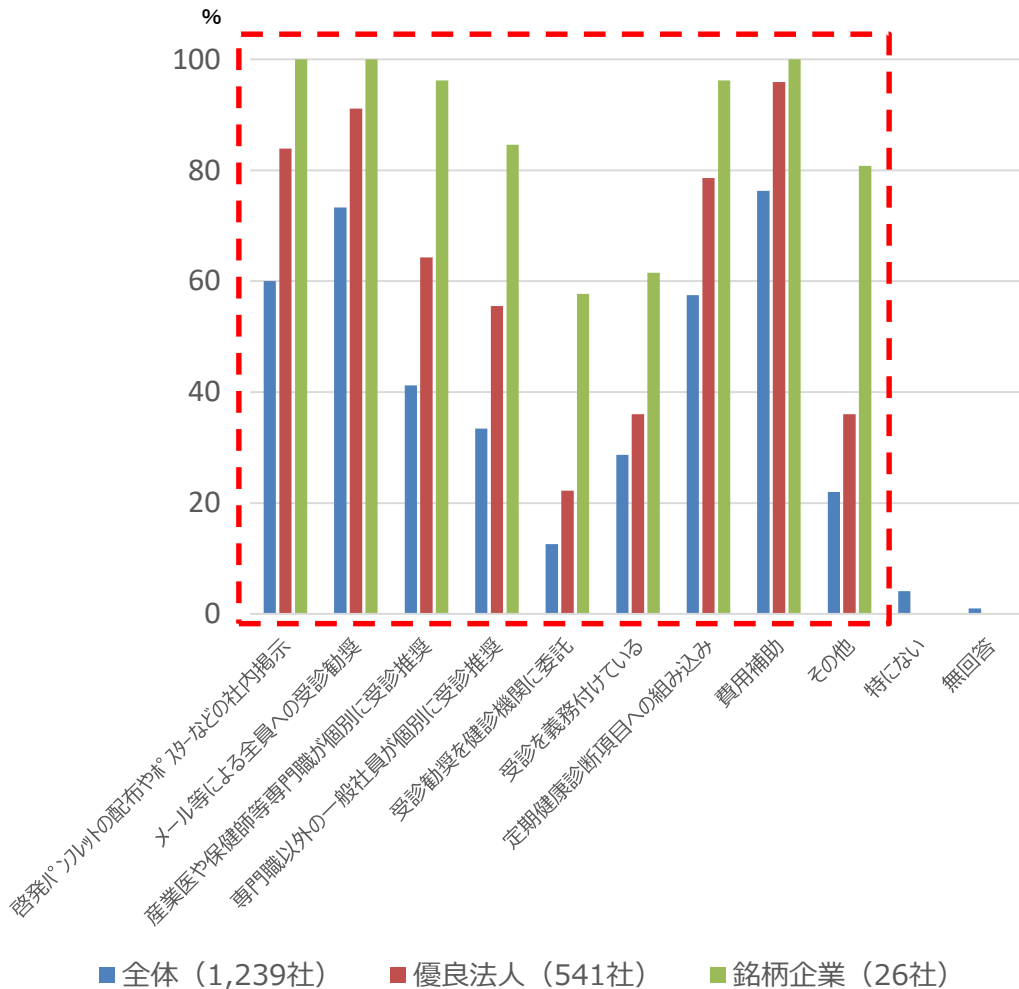


平成29年度健康経営度調査の結果⑦

● 「受診勧奨の取り組み」の結果は以下のとおり。Q25またはQ29において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q25.任意健診・検診(人間ドックやがん検診など)の受診率を向上させるための施策はありますか。(いくつでも)

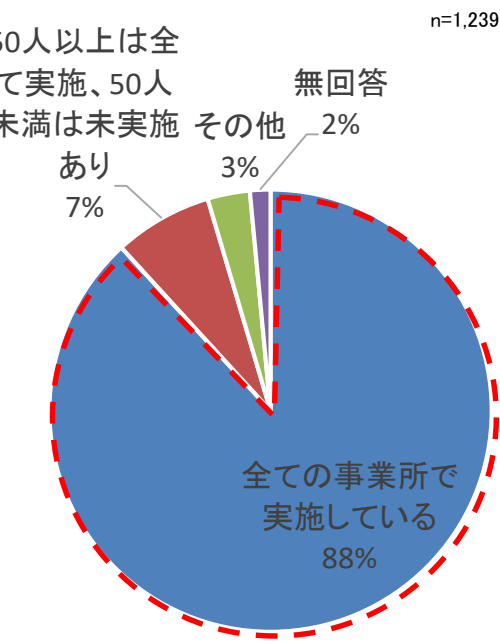
Q29.定期健康診断や任意健診・検診(人間ドック等)の結果により、医療機関への受診が必要と判定された者に対して、医療機関への通院・治療を促すために行っている施策はありますか。(いくつでも)



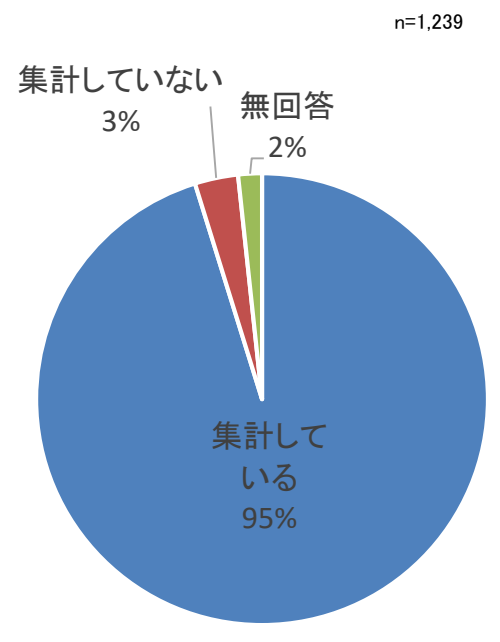
平成29年度健康経営度調査の結果⑧

● 「50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」の結果は以下のとおり。Q24においてストレスチェックの実施範囲が50人未満の事業所を含めてすべての事業所で実施していることが認定要件の選択項目。

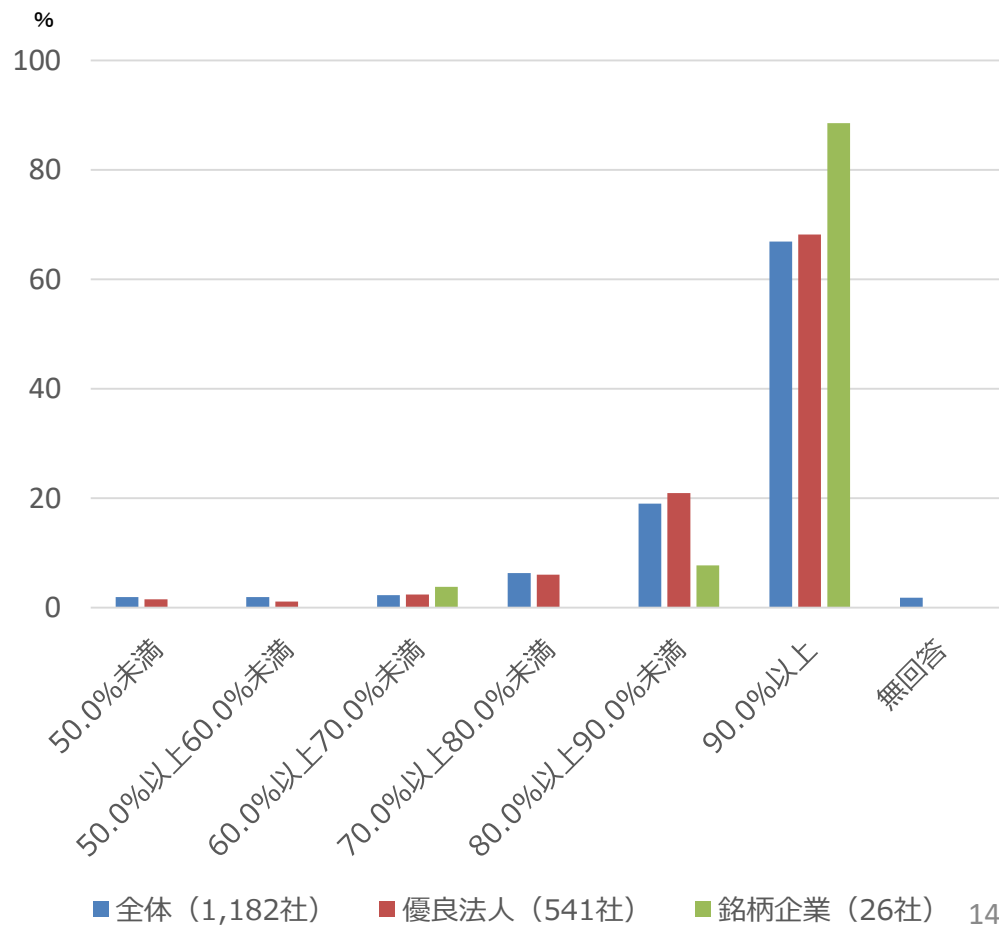
Q24.(g)2016年度のストレスチェックの実施・結果 ①実施の範囲(1つだけ)



Q24.(g)2016年度のストレスチェックの実施・結果 ②集計の有無(1つだけ)



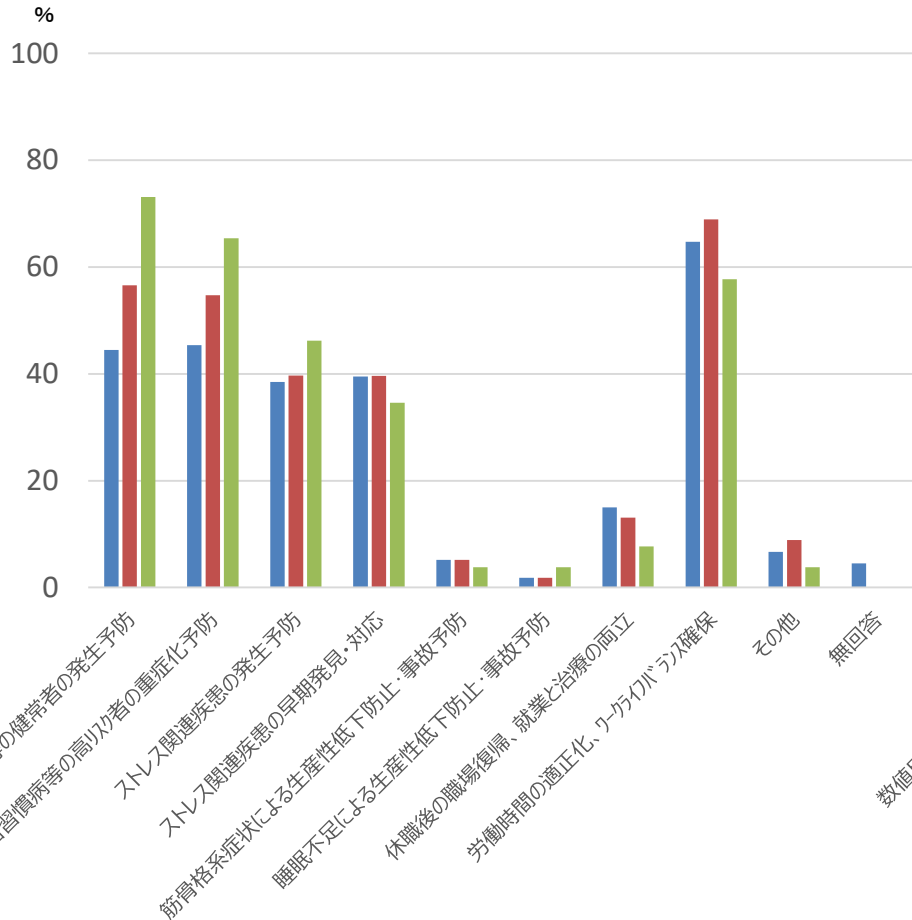
Q24.(g)2016年度のストレスチェックの実施・結果 ③受検率



平成29年度健康経営度調査の結果⑨

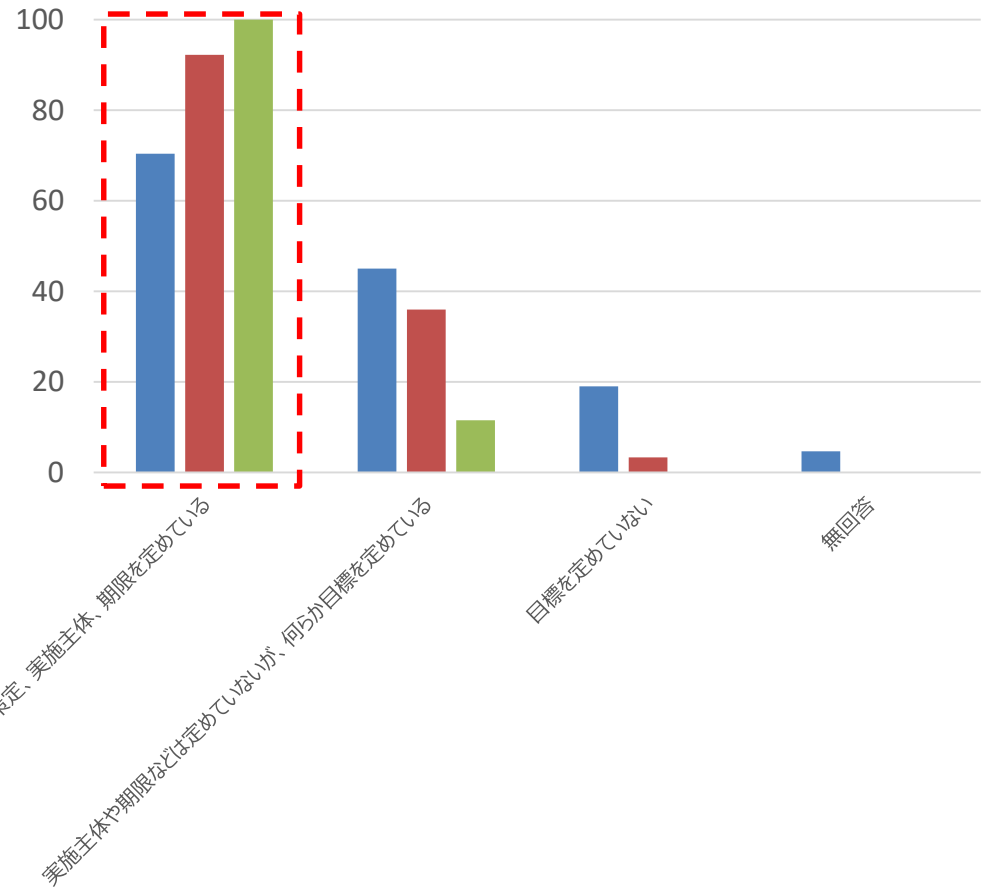
- 「健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定」の結果は以下のとおり。Q22において具体的な数値目標を策定し、実施（責任）主体、期限を定めていることが認定要件の選択項目。

Q22.(a) 従業員の健康保持・増進における課題について、「課題分類」からお選びください。（3つ）



■ 全体 (1,239社) ■ 優良法人 (541社) ■ 銘柄企業 (26社)

Q22.(d) 従業員の健康保持・増進、過重労働防止に関する具体的な数値目標を策定し、実施（責任）主体、期限を定めていますか。（それぞれ1つ）



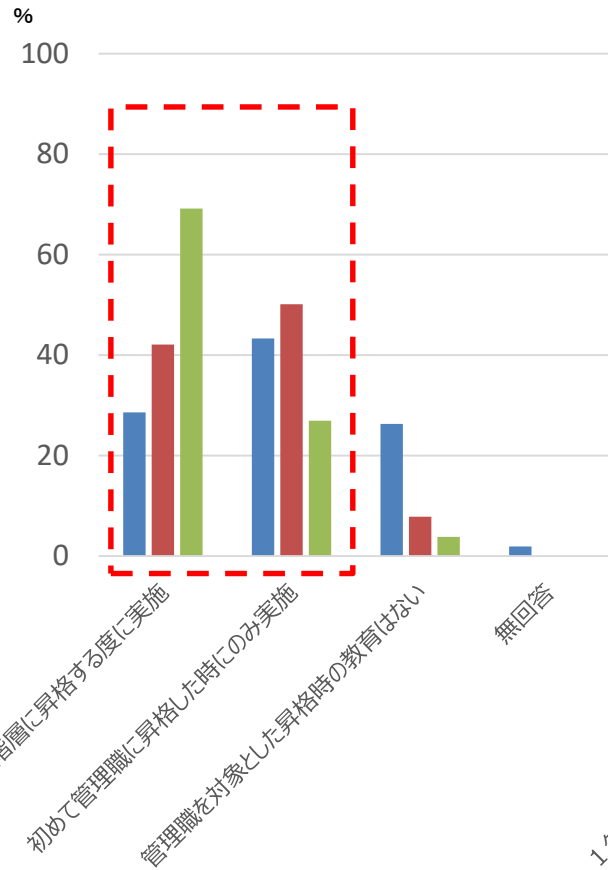
■ 全体 (1,239社) ■ 優良法人 (541社) ■ 銘柄企業 (26社)

● 「管理職又は一般社員それぞれに対する教育機会の設定」の結果は以下のとおり。Q21またはQ33においてなんらかしら教育機会の実施を行っていることが認定要件の選択項目。

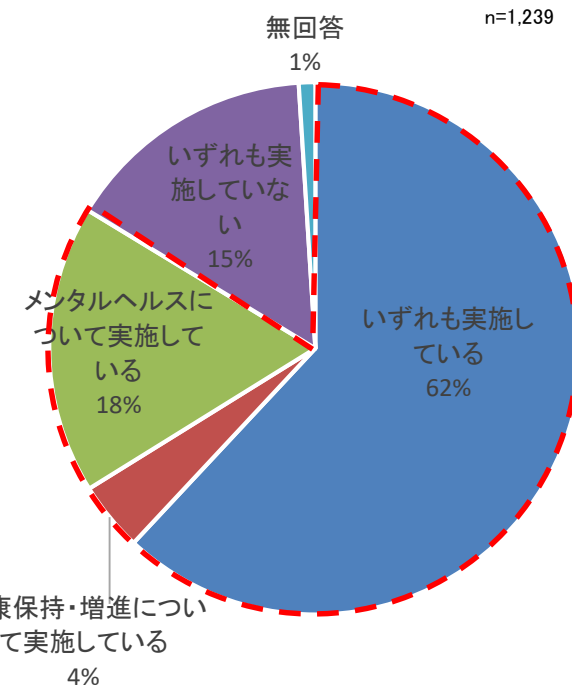
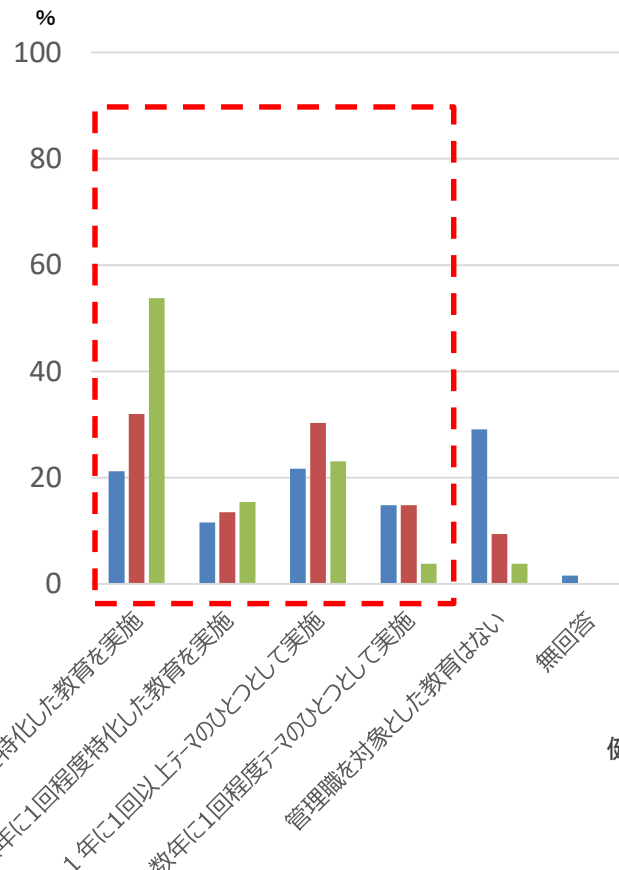
Q21.管理職に対して、従業員の健康保持・増進施策についてどのようなタイミングまたは頻度で教育を実施していますか。(各1つだけ)

Q33.従業員に健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育を実施していますか。(1つだけ)

①昇格時教育



②定期的な教育

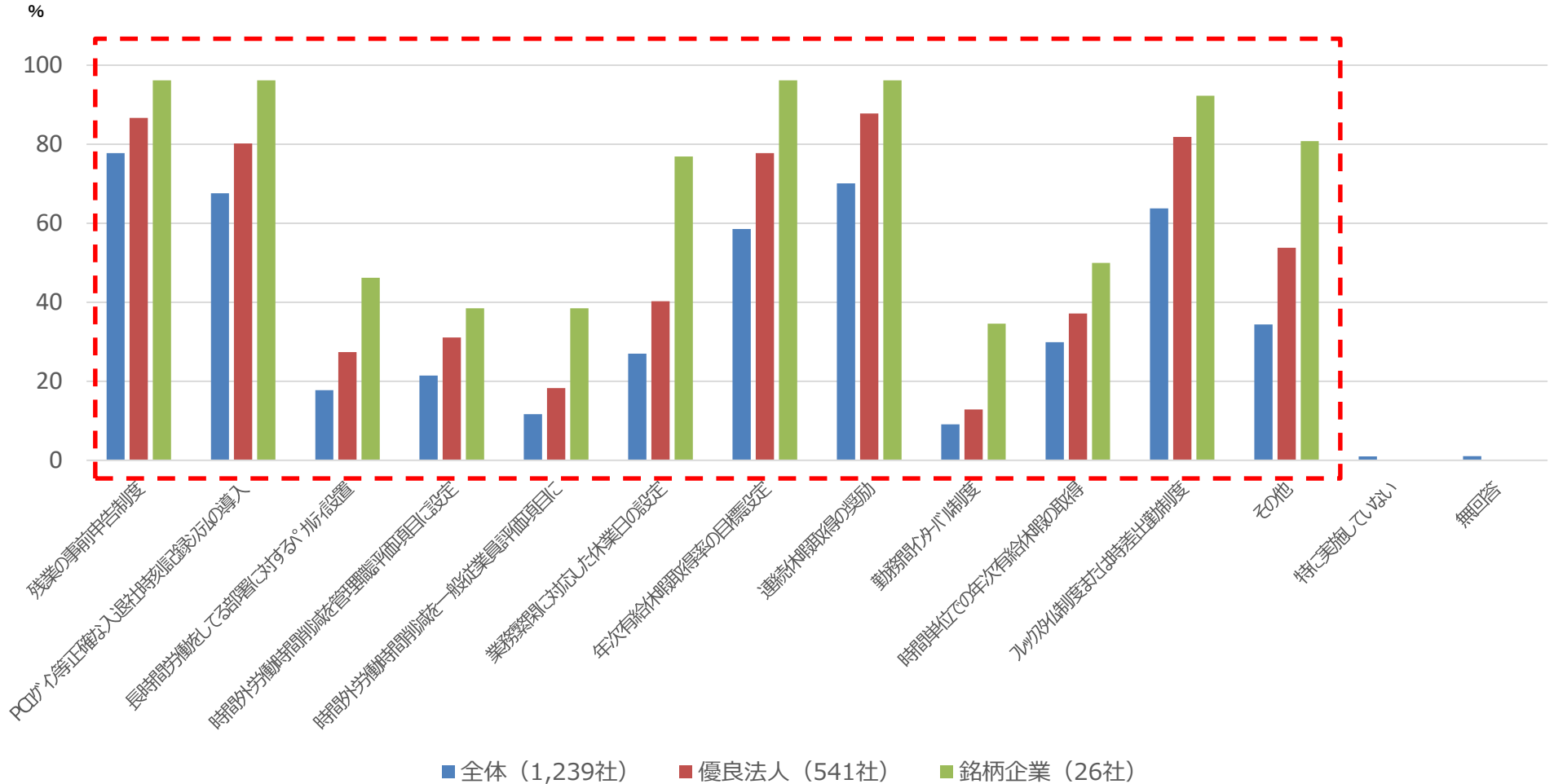


■ 全体 (1,239社) ■ 優良法人 (541社) ■ 銘柄企業 (26社) ■ 全体 (1,239社) ■ 優良法人 (541社) ■ 銘柄企業 (26社)

平成29年度健康経営度調査の結果⑪

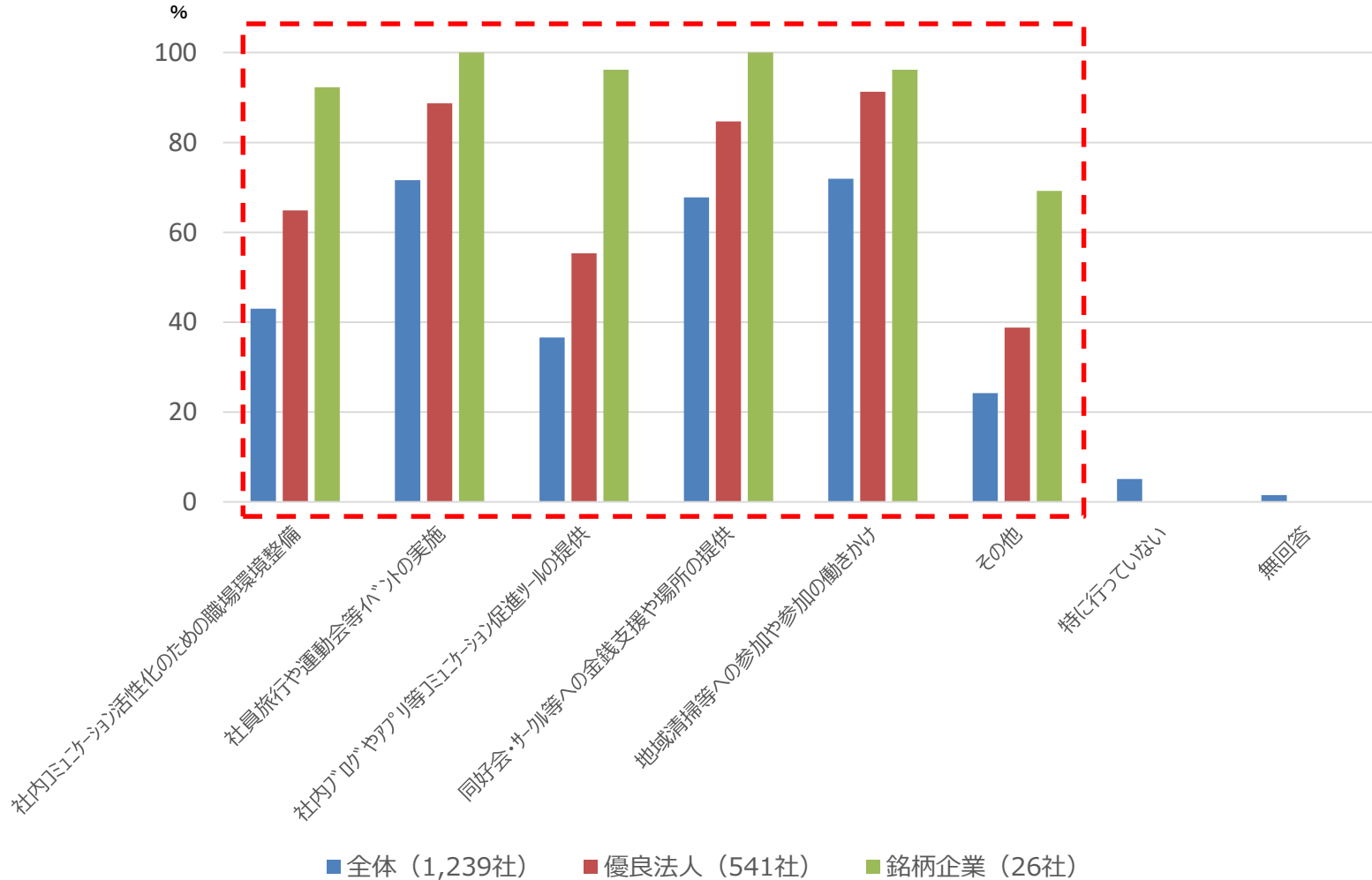
- 「適切な働き方実現に向けた取り組み」についての結果は以下のとおり。Q40において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q40.労働時間の適正化のためにどのような制度や施策を実施していますか。(いくつでも)



- 「コミュニケーションの促進に向けた取り組み」の結果は以下のとおり。Q38において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

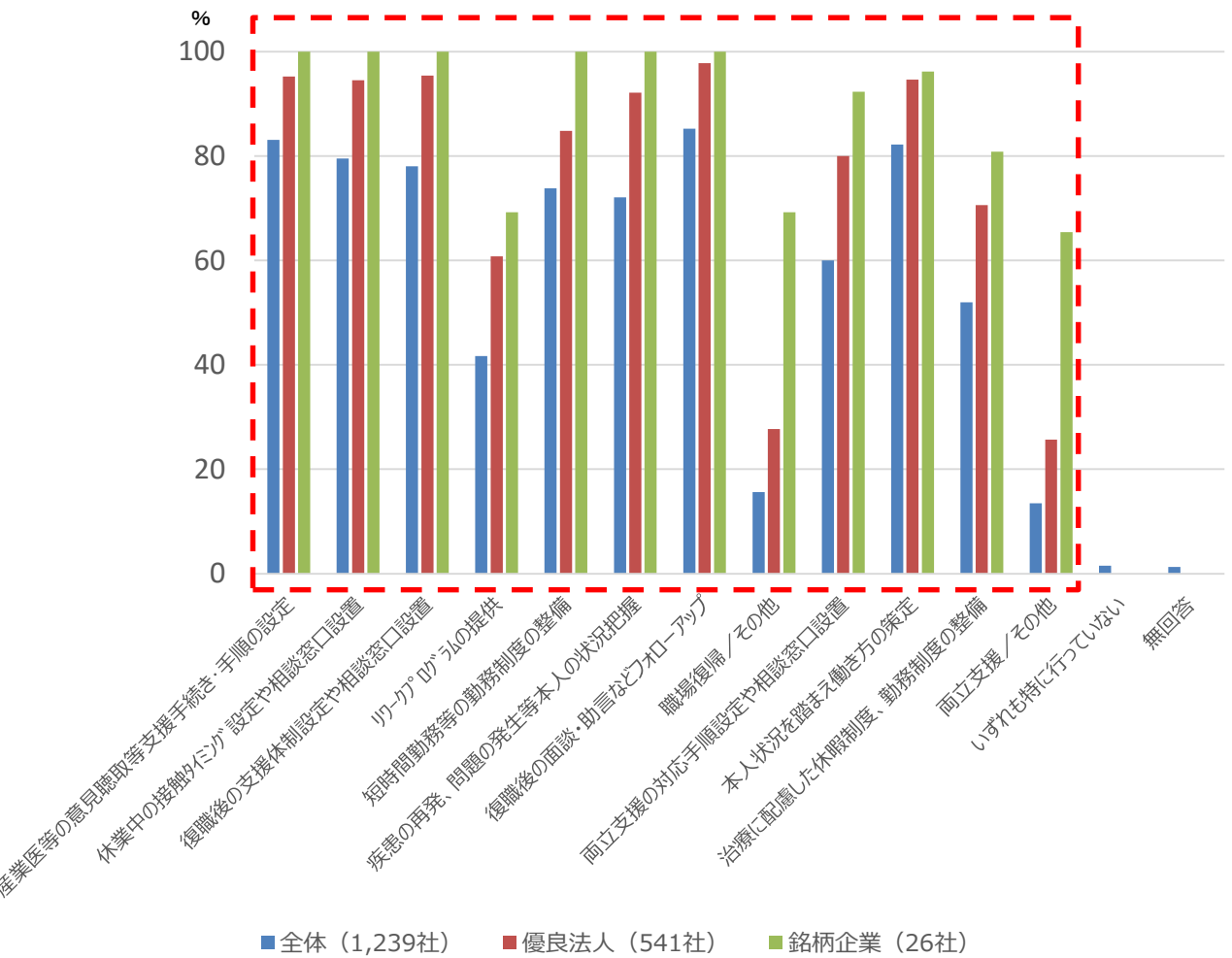
Q38.コミュニケーション促進に向けた組織としての具体的な取組(研修・情報提供・宴会等を除く)を行っていますか。(いくつでも)



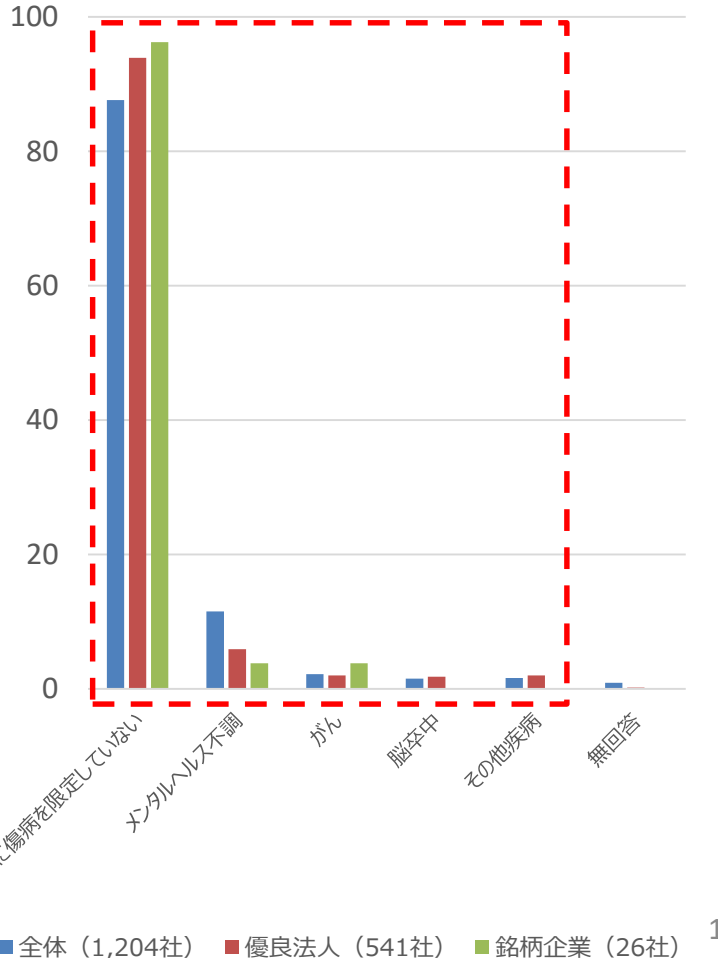
平成29年度健康経営度調査の結果⑬

● 「病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み」及び「メンタルヘルス対策」の結果は以下のとおり。Q31において施策を講じていること及びその施策がメンタルヘルス不調あるいはそれ以外の疾病を対象としていることが認定要件の選択項目。

Q31.メンタルヘルス不調やその他の私傷病に対する職場復帰、就業と治療の両立支援としてどのようなことを行っていますか。(いくつでも)



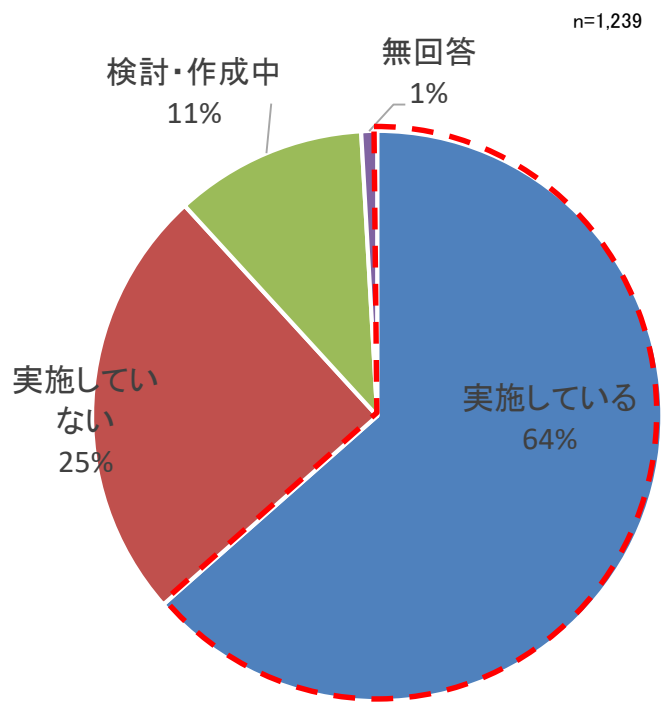
Q31SQ1.(Q31でいずれか実施していると回答の場合)どのような傷病を対象として実施していますか(いくつでも)



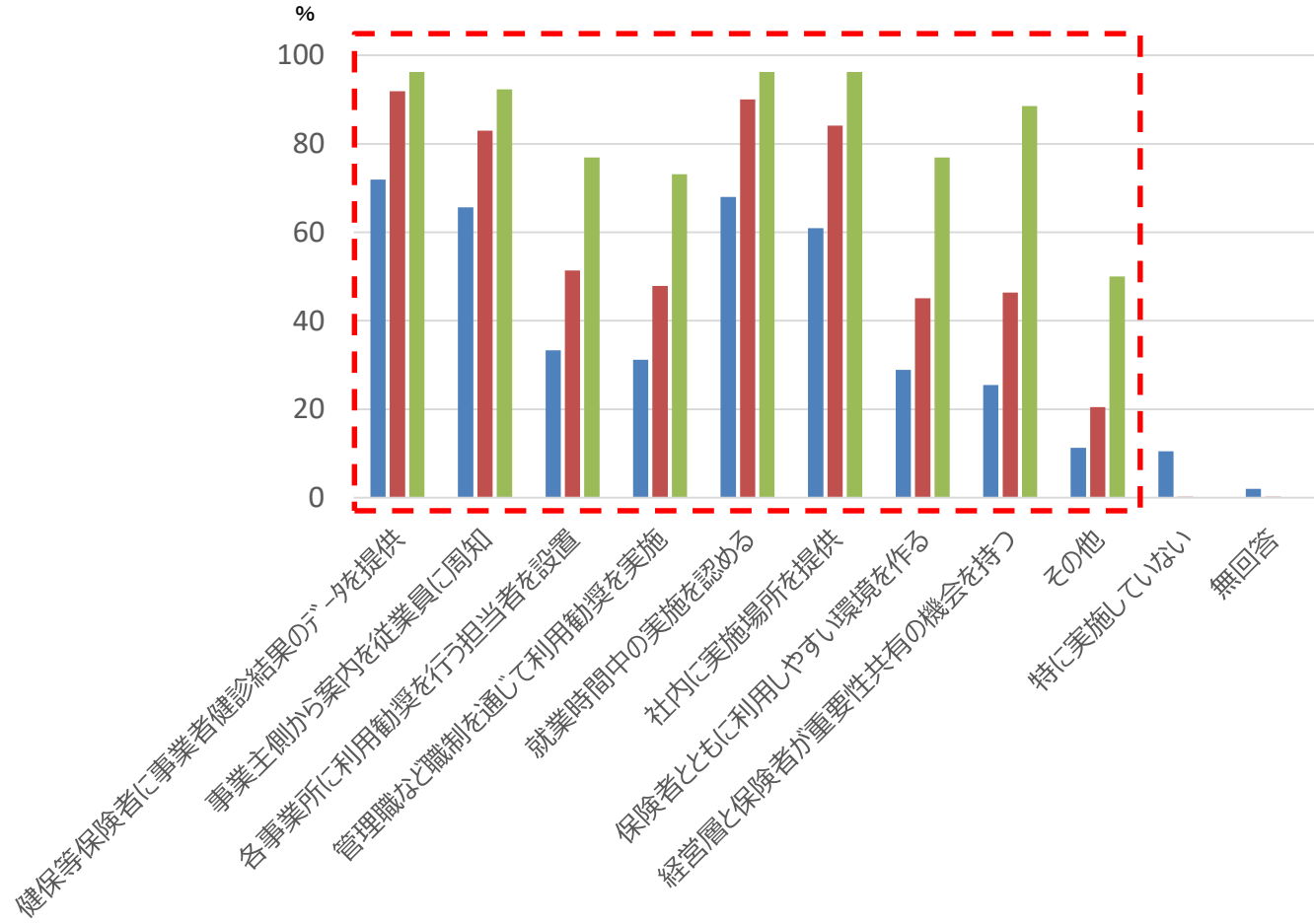
平成29年度健康経営度調査の結果⑭

● 「保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」の結果は以下のとおり。
Q28において保健指導を実施していること及びQ47において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q28.生活習慣病予備群者への保健指導を特定保健指導以外に実施していますか。(1つだけ)

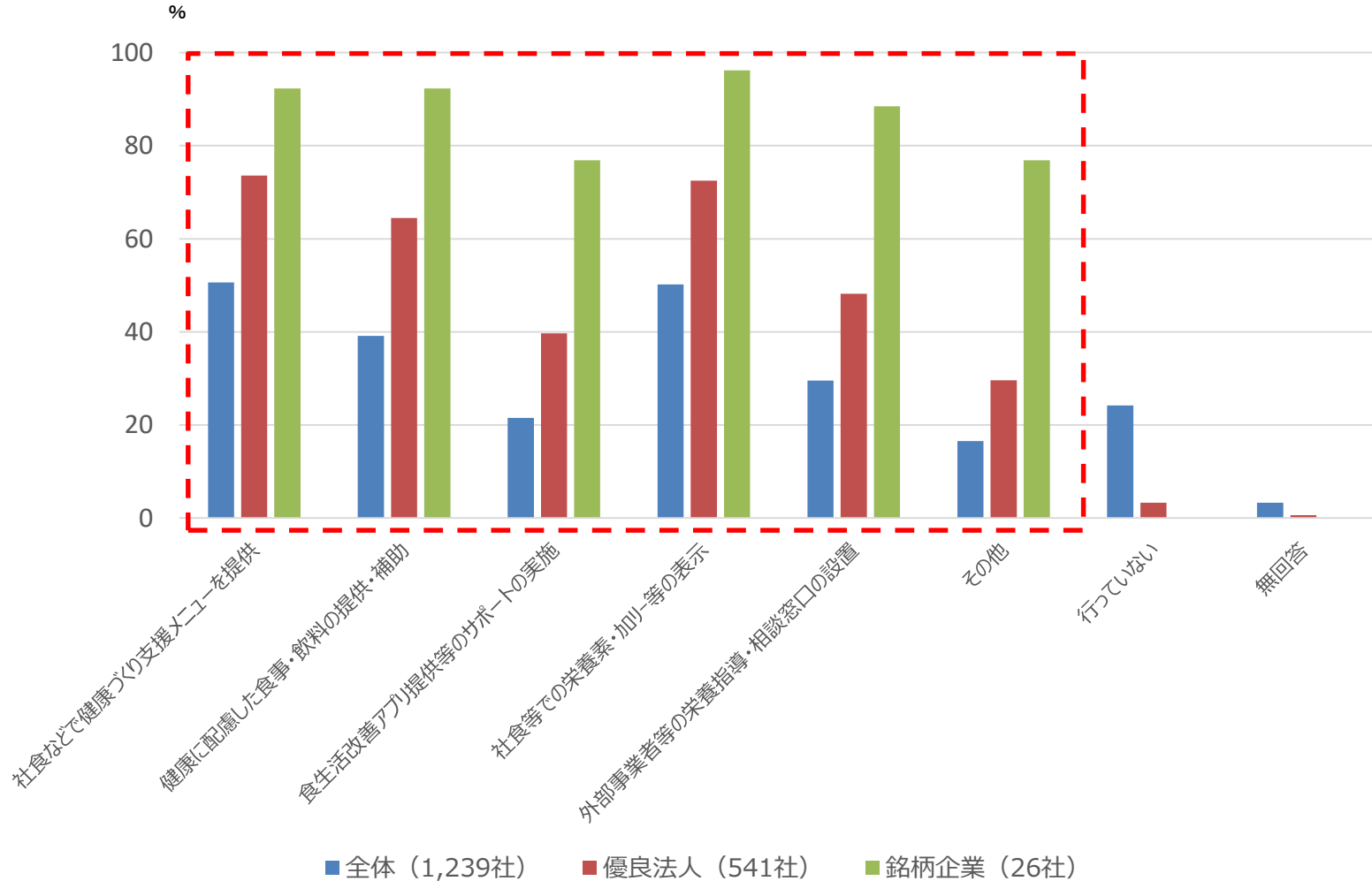


Q47.特定保健指導実施率向上のために事業主側として実施している施策はありますか。(いくつでも)



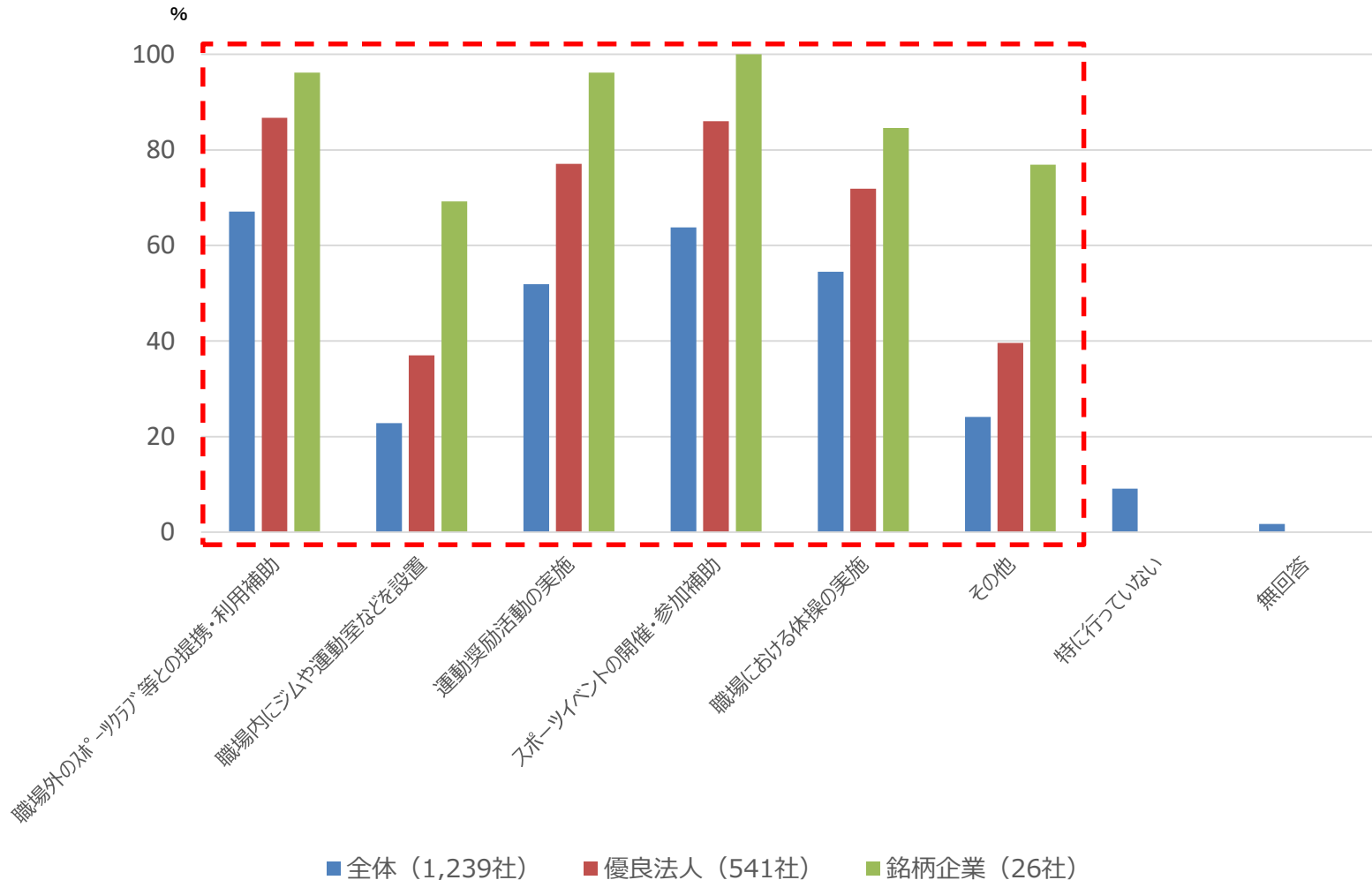
- 「食生活の改善に向けた取り組み」の結果は以下のとおり。Q36において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q36.食生活改善に向けた具体的な支援(研修・情報提供を除く)を行っていますか。(いくつでも)



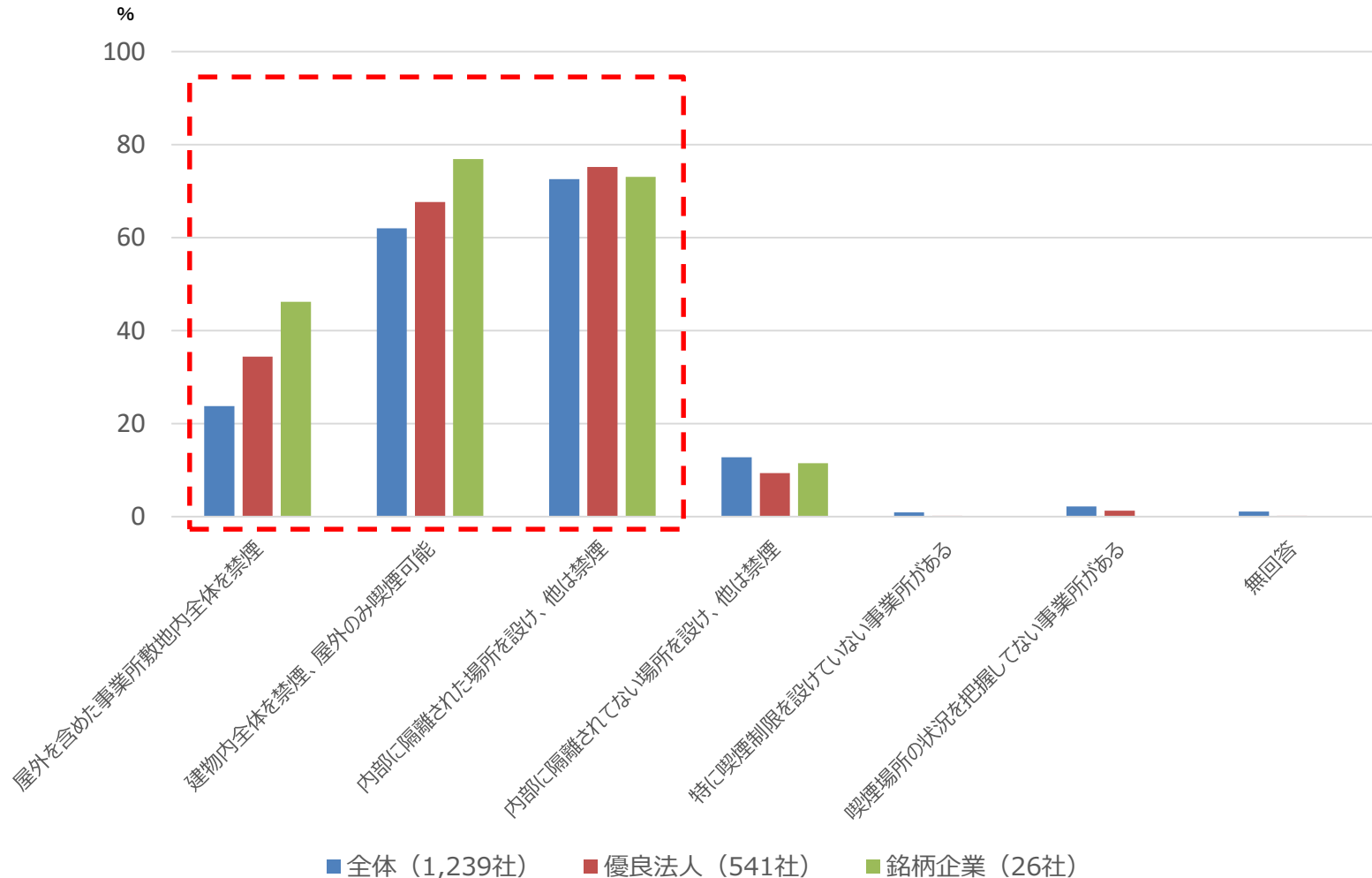
- 「運動機会の増進に向けた取り組み」の結果は以下のとおり。Q37において施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q37.運動習慣の定着に向けた具体的な支援(研修・情報提供を除く)を行っていますか。(いくつでも)



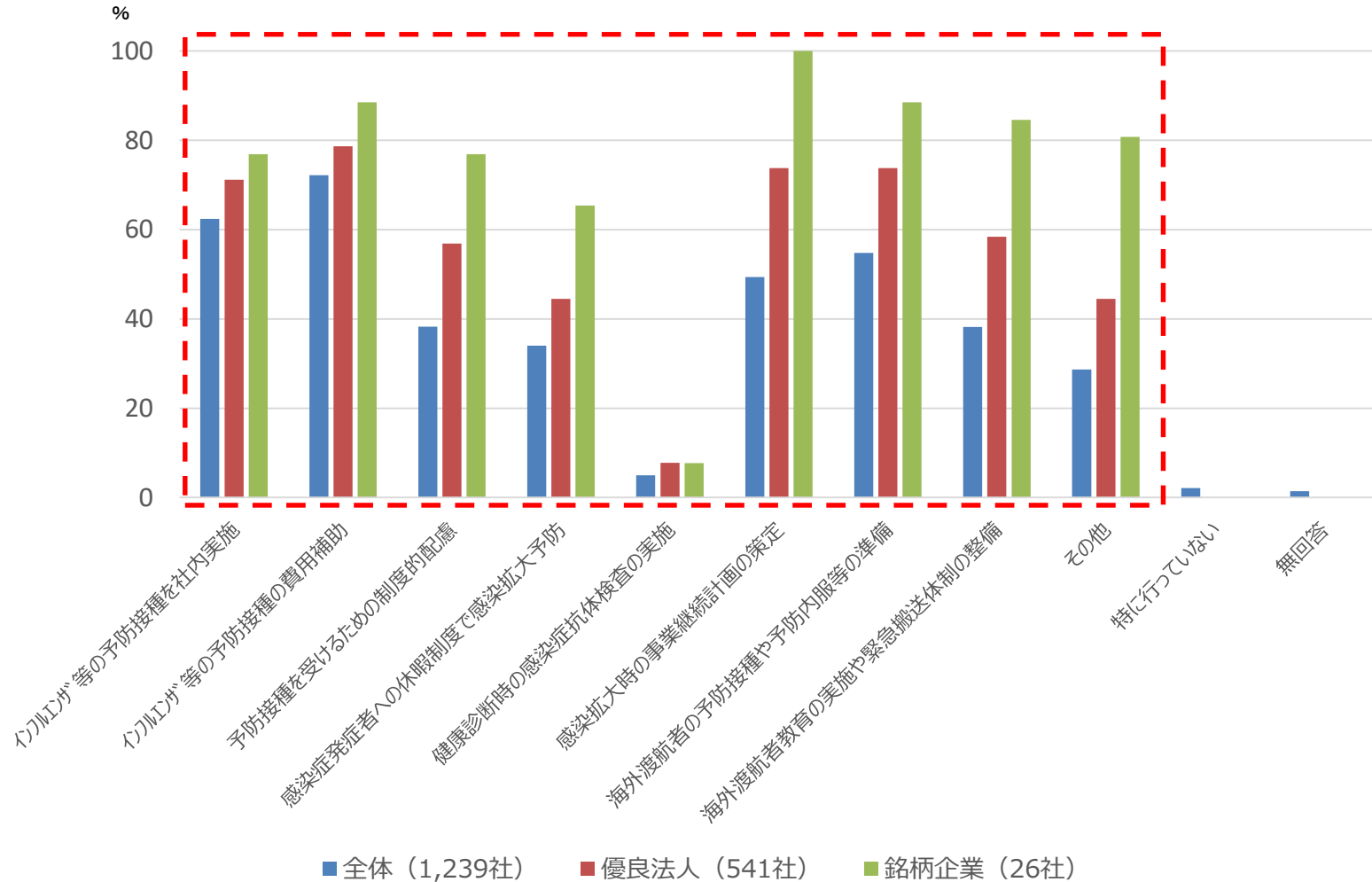
- 「受動喫煙対策に関する取り組み」の結果は以下のとおり。Q35において、全ての事業場において、敷地内禁煙、屋内完全禁煙又は喫煙室内以外禁煙を行っていることが認定要件の選択項目。

Q35.本社を含む国内事業所の禁煙の状況はどのようになっていますか。該当の選択肢を全てお選びください。(いくつでも)



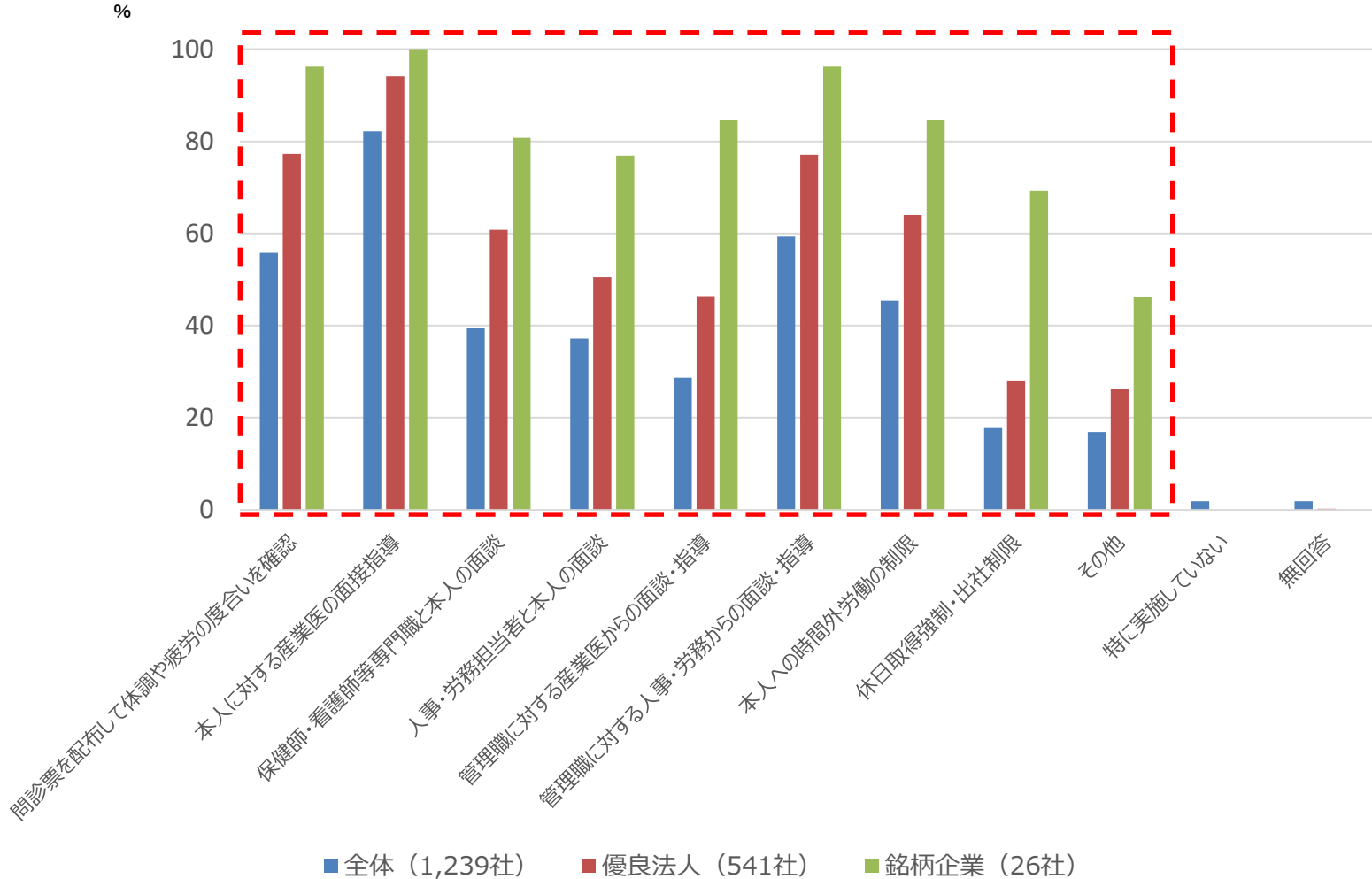
- 「従業員の感染症予防に向けた取り組み」の結果は以下のとおり。Q34において、施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q34.どのような感染症(インフルエンザなど)対策を実施していますか。(いくつでも)



- 「長時間労働者への対応に関する取り組み」の結果は以下のとおり。Q41において、施策を講じていることが認定要件の選択項目。

Q41.一定の基準を超えた長時間労働者に対してどのような対応策を実施していますか。(いくつでも)



2. 今後の「健康経営」の方針

中小企業への普及促進

● 中小企業健康経営の普及促進を進めるため、

① 地域版次世代ヘルスケア産業協議会の枠組みを活用した自治体による健康経営顕彰制度との連携・支援

② 地域の商工会議所が推進する健康経営施策との連携・支援
を図っていくことで、引き続き、健康経営関連施策の普及促進を進める。

主に大企業等

主に中小企業等

健康経営を知らない・関心を持ち始めた企業

健康経営を始め、質を高めようとする企業



- 健康経営を通じたコラボヘルスの推進
- より出口（企業業績等）を意識した健康経営度調査の見直しの検討

- 地域版協議会を活用した自治体の健康経営顕彰制度との連携・支援
- 商工会議所が推進する健康経営施策との連携・支援

- 健康経営のメリットの普及
- 知識、資金、体制の不備を補う仕組みの検討・構築
- 健康経営を実践する企業に対するインセンティブの紹介や、企業とヘルスケアサービス等とのマッチング機会の促進

- 健康経営優良法人の事例紹介等によるノウハウの提供
- 健康経営において優良な企業のプレイアアップ
 - ① 健康経営優良法人の認定
 - ② 各種メディアでの紹介 等

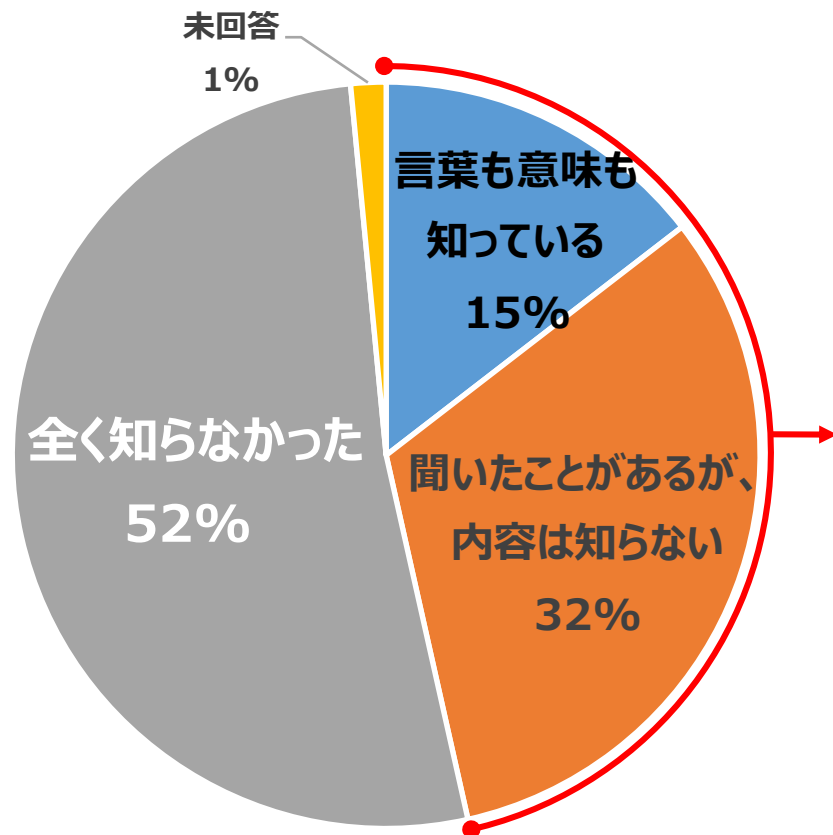
- 健康経営と企業業績等の関係性などに関する分析・研究結果等の紹介
- 健康経営における女性特有の健康課題に対する取組の検討

中小企業における健康経営に関する認知度調査①

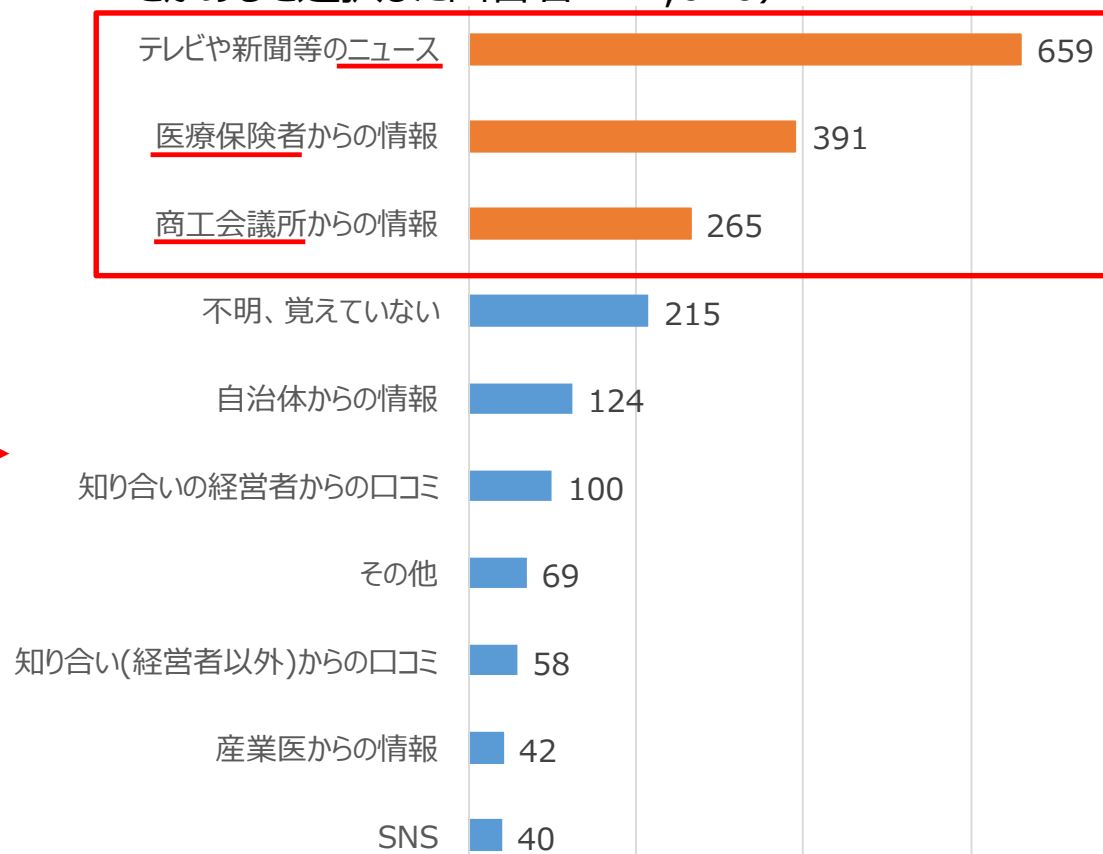
- 国内の中小企業12,000社程度に対して、健康経営の認知度及び実施状況のアンケート調査を実施（回答期間：平成29年12月1日から平成29年12月27日まで／有効回答数：3,476社（回答率29%））
- 「健康経営」を知った情報源は「ニュース」「保険者」「商工会議所」の順になっている。

健康経営に対する認知度（N=3,476）

*単一選択の設問に対し、複数回答している場合は未回答と扱った



「健康経営」を知った情報源（MA、知っている・聞いたことがあるを選択した回答者n=1,616）

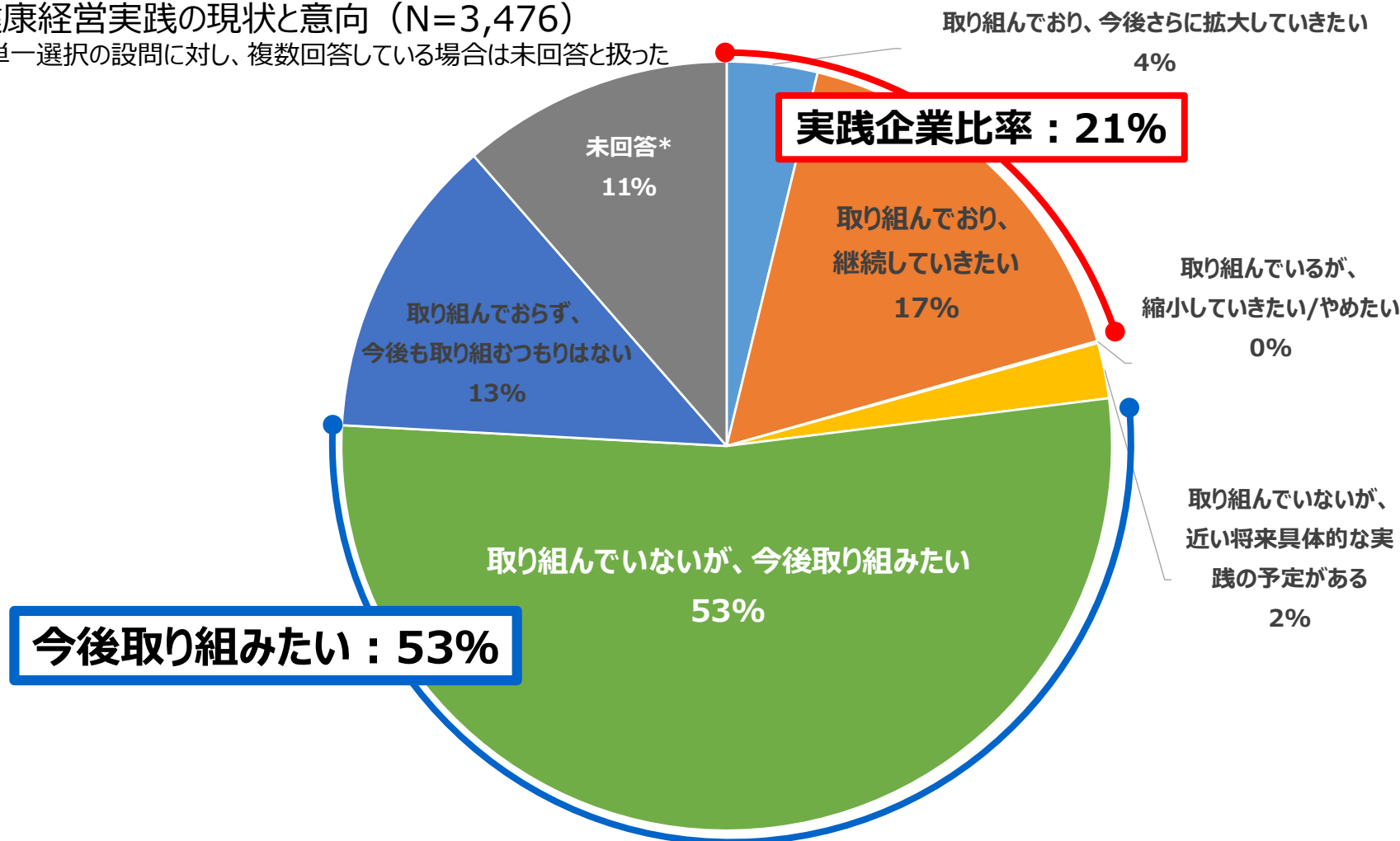


中小企業における健康経営に関する認知度調査②

- 現在、健康経営に取り組んでいる中小企業は約2割。現状取組んでいないという回答が約7割を占めた。
- 一方、現状取組んでいないが、今後取り組みたいという意向を持つ企業は5割に上った。

健康経営実践の現状と意向 (N=3,476)

*単一選択の設問に対し、複数回答している場合は未回答と扱った



中小企業における健康経営の推進（インセンティブ措置例）

- 地域の銀行において「健康経営優良法人認定制度」に連動した優遇制度等が開始されている。
- また、地方自治体においても、公共入札の等級格付け等、「健康経営優良法人」に対するインセンティブ制度が創設されている。

【健康経営優良法人に対する支援策】

池田泉州銀行

人財活躍応援融資“輝きひろがる”

「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、銀行所定金利より一律年▲0.10%の融資を実施。
(平成28年12月)

東京海上日動火災保険(株)

「業務災害総合保険（超Tプロテクション）」

従業員が被った業務上の災害をカバーする保険商品において、「健康経営優良法人認定割引」として5%の割引を適用。
(平成29年3月)

栃木県信用保証協会

健康・働き方応援保証“はつらつ”

「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、事業資金について基準保証料率から最大20%の割引を実施。
(平成29年12月)

住友生命保険相互会社

団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」

3大疾病を保障する団体保険において、健康経営優良法人に対して健康経営割引プランを適用し、保険料を2%割引。
(平成30年4月)

長野県

長野県中小企業融資制度「しあわせ信州創造枠」

「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業の運転資金の貸付利率を0.2%引下げ。
(平成29年4月)

北海道岩見沢市

建設工事競争入札参加資格における等級格付け

「健康経営優良法人」認定を受けている市内業者に対して、5点の加点評価。
(平成29年1月)

大分県

中小企業向け制度資金「地域産業振興資金」

「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業・小規模事業者に対して特別利率・保証料率により融資。
(平成29年4月)

長野県松本市

建設工事における総合評価落札方式の加点評価

「健康経営優良法人」認定を受けている事業者に対して、100点満点中1.0点の加点評価。
(平成30年4月)

健康経営に係る顕彰制度について（全体像）

- 健康経営に係る**各種顕彰制度**を推進することで、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「**従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業**」として社会的に評価を受けることができる環境を整備する。
- 各地域においても、自治体等による健康経営の顕彰制度が広がっている。

全国規模の取組

【 大企業 等 】



健康経営銘柄

健康経営銘柄
Health and Productivity

33社

健康経営優良法人

健康経営に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言4)

500法人

健康経営度調査への回答

大企業・大規模医療法人 等

【 中小企業 等 】



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

健康経営優良法人

健康宣言に取り組む法人・事業所
(日本健康会議 宣言5)

10,000法人

中小企業・中小規模医療法人 等

自治体における取組

(例)

※ヘルスケア産業課調べ

- 青森県 健康経営認定制度
 - ・ 県入札参加資格申請時の加点
 - ・ 求人票への表示
 - ・ 県特別補償融資制度
- 静岡県 ふじのくに健康づくり推進事業所宣言
 - ・ 県によるPR
 - ・ 取組に関する相談・支援
 - ・ 知事褒章への推薦案内 等

首長による表彰

地方自治体による表彰
・認定（登録）

地域の企業 等

自治体による健康経営等の顕彰制度

- 各地域の自治体等において、健康経営や健康づくりに取り組む企業等の認定・表彰制度等が実施されており、健康経営に取り組む企業等の「見える化」が進んでいる。

※ヘルスケア産業課調べ

健康経営の顕彰制度

企業の健康づくり等に
関連した顕彰制度

富山県(『のぼそ健康寿命！健康づくり企業大賞』)

魚津市(健康づくり宣言)

新潟県(元気いきいき健康企業登録制度)

石川県(健康づくり優良企業表彰)

岡山市(健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰制度)

鳥取県(健康経営マイレージ事業)

島根県(しまねいきいき健康づくり実践事業所)

山口県(やまぐち健康経営企業認定制度)

宮崎県(宮崎県健康長寿推進企業等知事表彰)

大分県(健康経営事業所認定)

大牟田市(健康づくり表彰)

北九州市(健康づくり活動表彰)

青森県(健康経営認定制度)

青森市(あおもり健康づくり実践企業認定制度)

弘前市(ひろさき健やか企業認定制度)

むつ市(むつ市すこやかサポート事業所)

つがる市(つがる健康経営企業認定)

秋田県(健康づくり推薦事業者等表彰)

山形県(やまがた健康づくり大賞)

宮城県(スマートみやぎ健民会議優良会員認定)

前橋市(まえばしウェルネス企業)

神奈川県(CHO構想推進事業所登録事業)

横浜市(横浜健康経営認証制度)

千葉市(千葉市健康づくり推進事業所)

杉並区(健康づくり表彰)

静岡県(ふじのくに健康づくり推進事業所宣言)

掛川市(かけがわ健康づくり実践事業所)

大府市(大府市企業チャレンジ)

東海市(健康づくり推進優良事業所)

滋賀県(健康寿命延伸プロジェクト表彰事業)

京都府(きょうと健康づくり実践企業認証制度)

大阪府(大阪府健康づくりアワード)

和歌山県(わかやま健康推進企業認定制度)

三重県(健康づくり推進事業者)

香川県(健康経営優良取組事業所)

徳島県(健康とくしま応援団健康づくり推進活動功労者知事表彰)

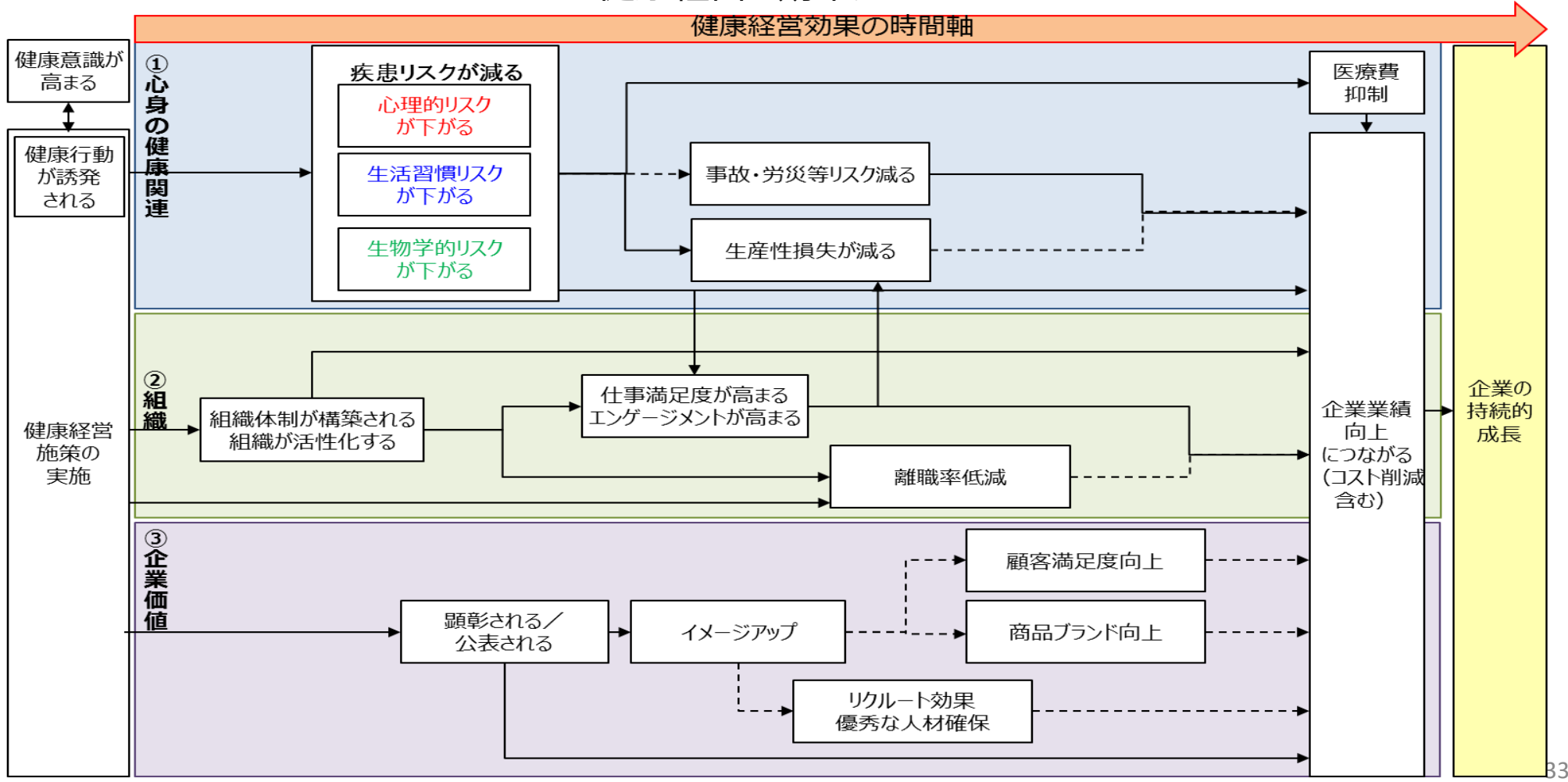
高知県(職場の健康づくりチャレンジ表彰)

沖縄県(沖縄県健康づくり表彰(がんじゅうさびら表彰))

健康経営施策による企業価値等への寄与の検討

- 健康経営の効果を①心身の健康関連（個人の心身の健康状態の改善による生産性の向上）、②組織（組織の活性化）、③企業価値（企業価値の向上）の3つに分類しフロー図を整理。
- 今後は、従業員の健康維持・増進の取組を土台として、健康経営の実践による組織の活性化や企業価値の向上に関して検討を進めていく。

<健康経営の効果フロー>



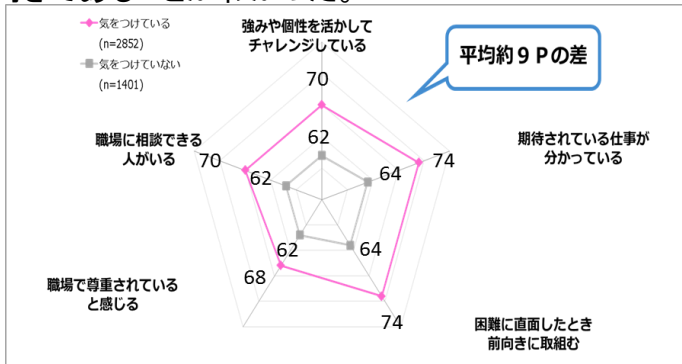
健康経営の効果についての検討

- 健康経営の効果として、「個人の健康状態が改善されること」は非常に重要であり、健康経営を実施する多くの企業が従業員の健康状態の把握に取り組み始めているところ。
- 他方、健康経営の実践による企業価値等の向上等を測るためには、「組織」の活性化に着目していくことが必要。
- 既に(株)丸井グループやギャラップ社などから研究事例の提供をいただいているが、今後も、健康経営と企業業績等の関係性等の情報を収集し、効果の検討や結果の周知を行っていく。

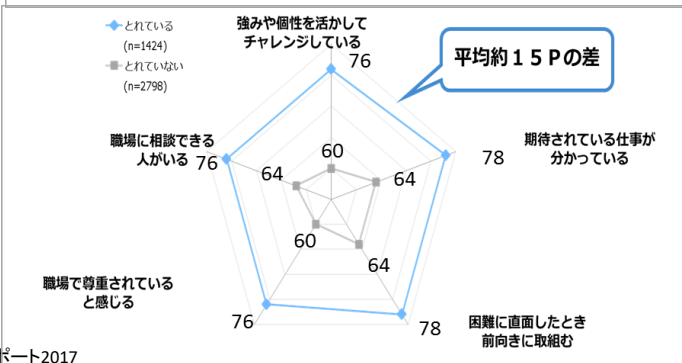
【事例①】(株)丸井グループによる研究

丸井グループには生活習慣と仕事の取り組み姿勢との関連性分析の結果、3年間連続で「食事の量や内容に気を付けている」と答えた従業員および「良い睡眠がとれている」と答えた従業員は、そうでない従業員と比較し、仕事の取り組み姿勢が前向きであることがわかった。

「食事の量や内容に気を付けている」と答えた従業員とそうでない従業員との比較



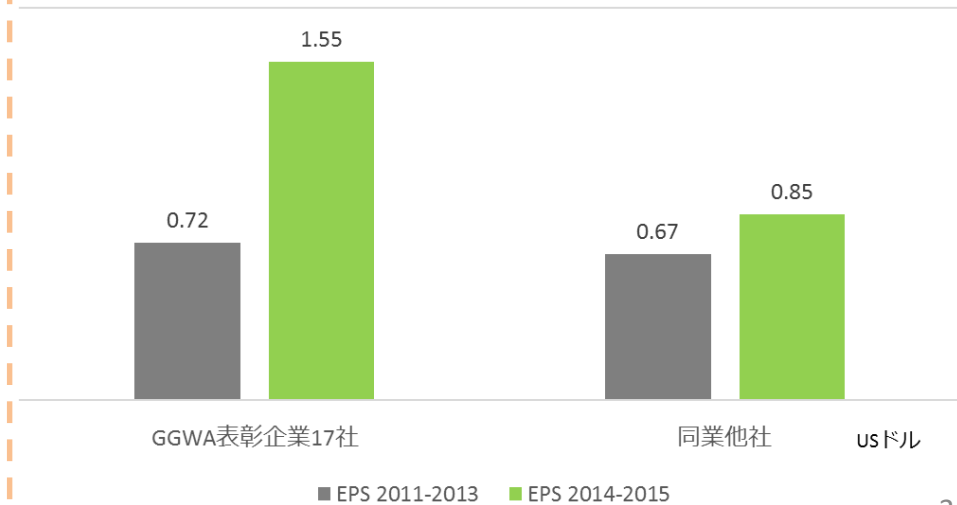
「良い睡眠がとれている」と答えた従業員とそうでない従業員との比較



【事例②】ギャラップ社による研究

米国ギャラップ社では、エンゲージメントの状態について毎年全世界で200社(200万人)に調査を実施し、優秀企業を毎年表彰。過去に表彰された企業のうち17社を対象に、エンゲージメントとEPS(一株当たり当期純利益)の伸び率との関係性についての調査を実施したところ、表彰企業17社は同業他社と比較しEPSの伸び率が4.3倍となっていた。

エンゲージメントとEPS関係性調査



健康経営度調査の改定方針（アウトカム指標）

- 健康経営の実践による企業価値等の向上等を測る観点から「組織」の活性化に着目していくことが必要であるため、今年度の健康経営度調査から、アウトカム指標として“組織の活性度”に関する設問を追加してはどうか。
- なお、具体的な健康経営度調査の設問については、今年度設置する予定の「健康経営度調査基準検討委員会（仮称）」において議論を行う。

（事務局案：組織の活性度）

これまでの健康経営度調査では、直接的に「組織の活性度」を測る指標を問う設問はなかったため、例えば、組織の活性化に係る設問を検討する。

Q 社員満足度調査など、組織の活性度を測る指標を設定していますか。

1. はい

2. いいえ

SQ1（設定している場合）社内で測っている主な指標の大まかな結果をご記入ください。（指標は最大2つ）

指標1

1. とても良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや悪い 5. とても悪い

指標2

1. とても良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや悪い 5. とても悪い

SQ2 指標の結果を踏まえ、改善等を図るためのPDCAを回していますか。

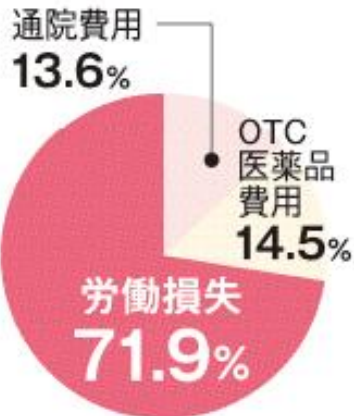
1. はい

2. いいえ

健康経営による女性の健康課題への対応

- 健康経営の質を高めるためには、健康経営による女性特有の健康課題への対応も重要。
- 特に、月経随伴症状などによる労働損失は4,911億円という試算も発表されている。
- 国内の全従業員のうち約44%（2016年）は女性であり、健康経営を通じて女性の健康課題に対応し、女性が働きやすい職域の環境を整備していくことは、個人及び企業の生産性向上や企業業績向上に結びつくと考えられるため、今後も検討を行っていく。

月経随伴症状による1年間の社会経済的負担

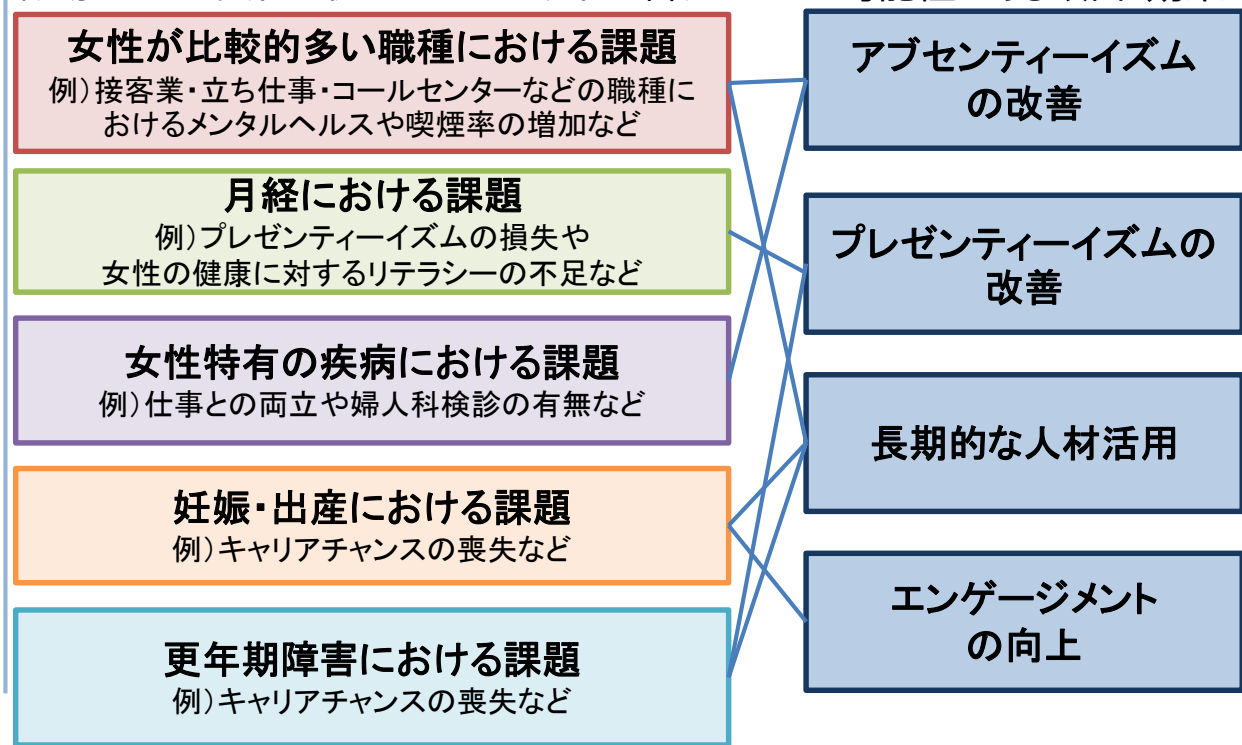


内 訳	推計額
通院費用	930億円
OTC 医薬品費用	987億円
労働損失	4,911億円
総 計	6,828億円

OTC 医薬品：一般用医薬品

Tanaka E, Momoeda M, Osuga Y et al. J Med Econ 2013; 16(11): 1255-1266に基づき作成。

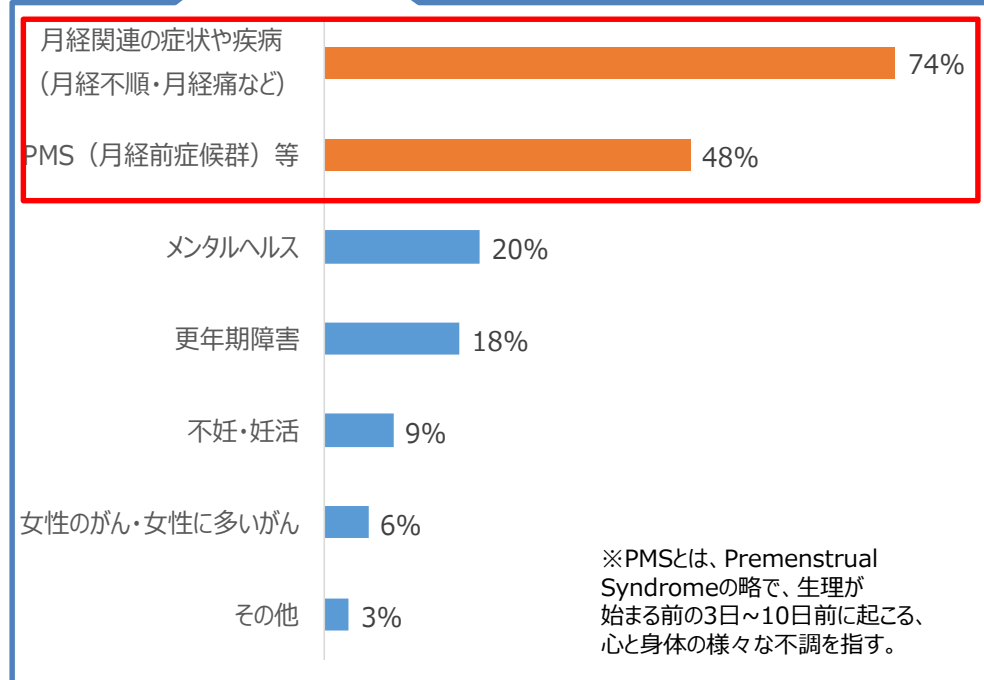
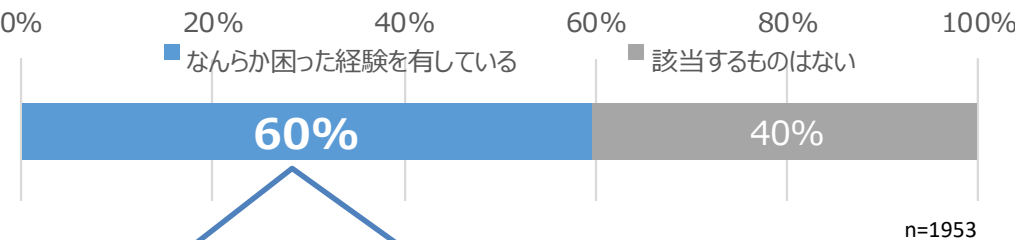
職場における女性の健康に関する現在の課題



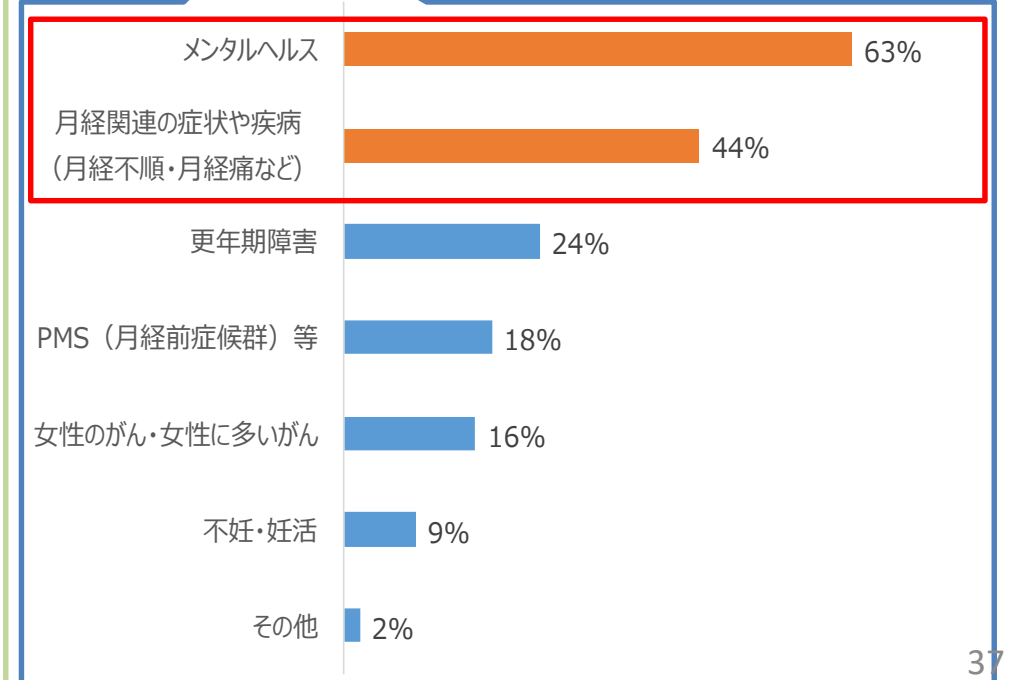
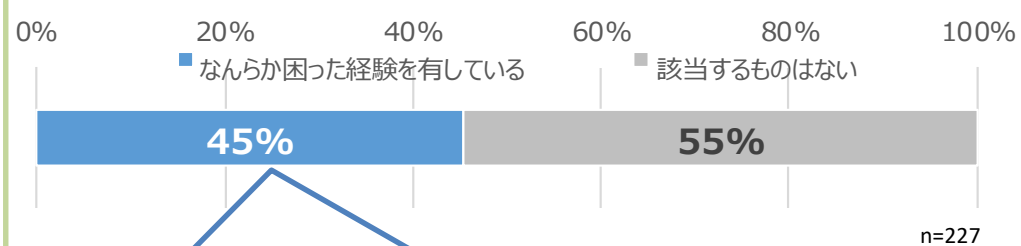
女性従業員が抱える健康課題と仕事への影響

- 女性従業員の約6割が女性特有の健康課題などにより職場で困った経験があると回答。そのうちの多くが月経痛や月経前症候群によるもの。他方、管理者では約4.5割が女性特有の健康課題への対処に困っていると回答するが、最も多いのはメンタルヘルス。

【女性従業員】女性特有の健康課題や女性に多く現れる症状により、勤務先で困った経験をしたことはありますか。（該当する方は複数選択回答）



【管理者】管理者として対処に困った経験のある、女性従業員の健康課題や症状を教えてください。（該当する方は複数選択回答）

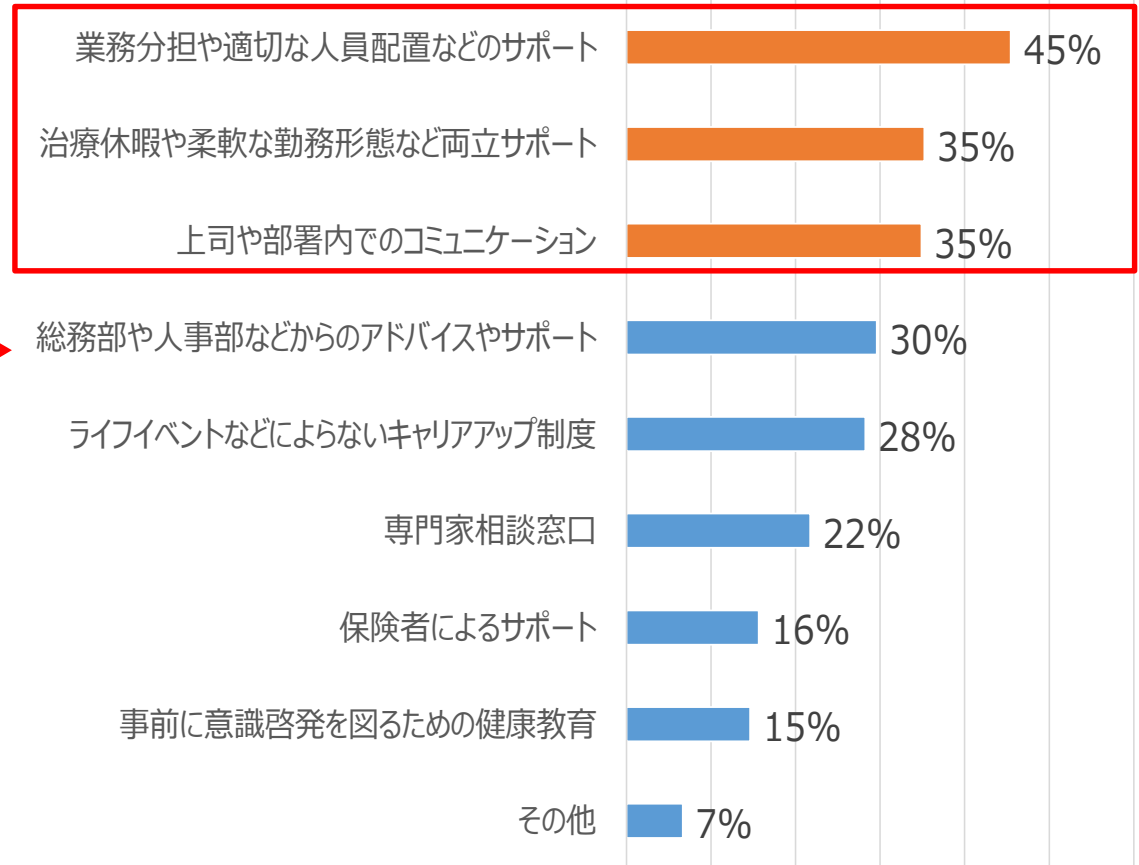
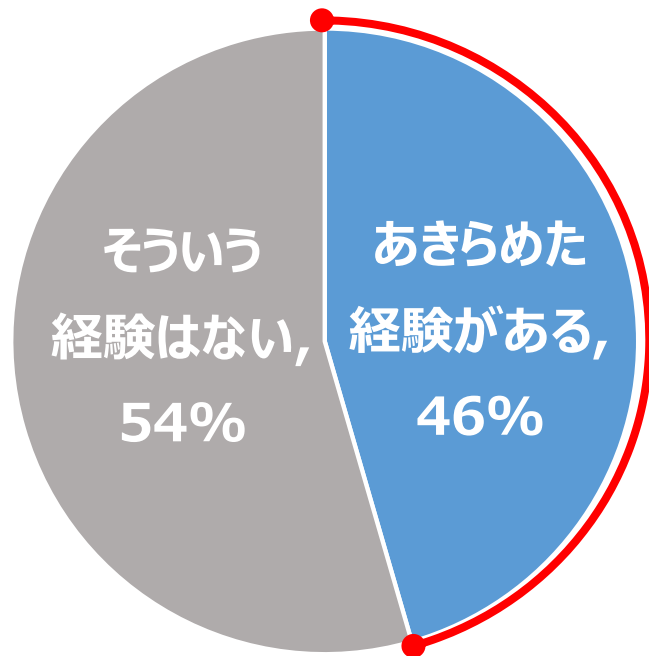


女性従業員が会社に求めるサポート

- 女性従業員が会社に求める女性特有の健康課題や症状、妊娠・出産・妊活等におけるサポートとして、「会社による業務分担・適切な人員配置」や、「両立のための休暇制度や柔軟な勤務形態等のサポート」、「上司等部署内コミュニケーション」が多く挙げた。

【女性従業員】女性特有の健康課題などにより職場であきらめなくてはならないと感じた事がありますか。
(n=1953)

【女性従業員】その際に職場で必要と感じたもの、あれば助かったと思われるものはどんなものがありますか。
(複数選択、n=889)




- 企業における従業員の健康づくりはメタボ対策が中心であったが、女性特有の健康課題に対する取り組みを強化することにより企業の更なる活性化につながると考えられる。
- また、昨年度健康経営度調査の「女性の健康保持・増進に特化した施策」に関する設問への回答結果では、8割以上の企業が妊娠中の従業員に対する配慮の明文化など、取組を行っている。
- 一方で、昨年度実施した「働く女性の健康推進に関する実態調査」においては、女性の健康に関するリテラシーの向上や女性特有の健康課題に対応する相談窓口の必要性についての示唆が得られている。
- なお、具体的な健康経営度調査の設問については、今年度設置する予定の「健康経営度調査基準検討委員会（仮称）」において議論を行う。

（事務局案：女性の健康）

これまでの調査では、「女性の健康保持・増進に特化した施策」を1問設定していたが、本年度調査等の結果を踏まえると、女性特有の健康に関する知識の向上は男女問わず重要であると考えられるため、例えば、「女性特有の健康課題に関する教育機会の設定」に係る設問を追加し、従前の設問と併せ2問とすることを検討する。

Q 女性の健康保持・増進に特化した教育や相談環境の整備について、どのような施策を行っていますか。

- 
1. 女性特有の健康課題に対する管理職・従業員全員に対する教育
 2. 女性特有の健康課題に対する管理職や女性従業員等一部の職員向けの教育
 3. 女性専用の健康相談窓口の設置 など

Q 女性の健康保持・増進に特化したその他の施策を行っていますか。

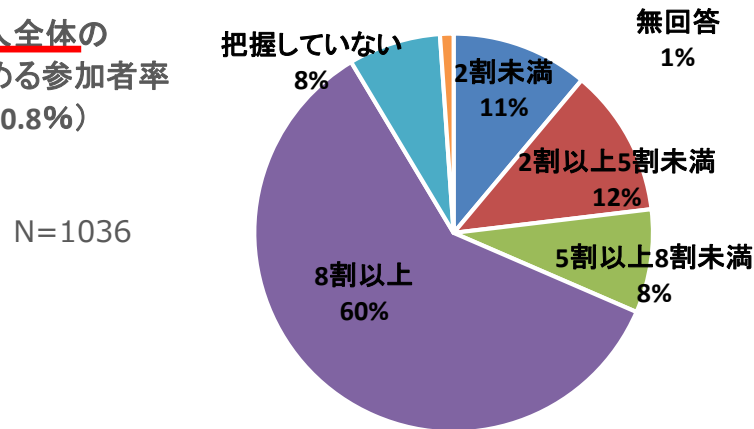
1. 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮（健診時間の確保、休憩時間の確保、通勤負担の緩和等）の社内規定への明文化
2. 婦人科健診に対する補助
3. 妊婦健診など母性健康管理のためのサポート など

健康経営銘柄・健康経営優良法人の選定・認定要件の改定（カバー率）

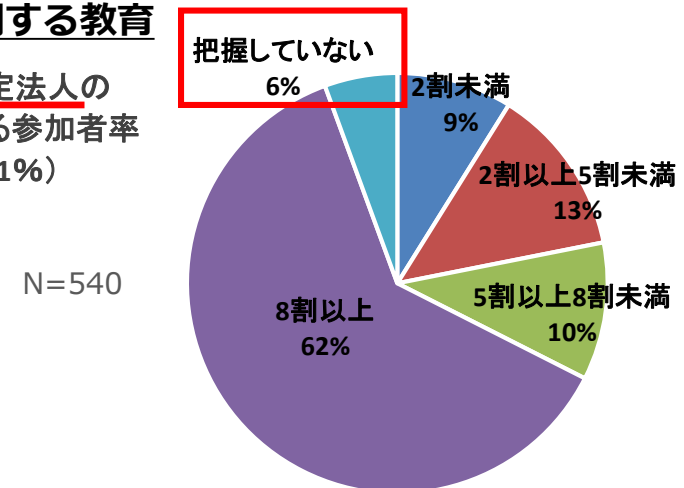
- 「健康経営の質の向上の観点から、平成29年度健康経営度調査において、生活習慣病予備群者への保健指導等の実施率（対象者に対する実施率や参加率等）を問う設問を設定したことを踏まえ、当該設問に該当する評価項目については、適合を判断するために一定の実施率を設定することを検討する。」としていたところ、平成29年度調査においては、「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」、「健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」、「食生活改善に向けた具体的な支援」、「運動習慣の定着に向けた支援」、「コミュニケーションの促進に向けた取組」について（対象者に占める）参加者の割合を聞いた。各設問の参加者等の定義を定めていなかったため、対象者に占める一定の参加率等を定めることは困難な状況であるものの、認定法人においても参加率を把握していない法人もあった。今年度、比較的实施率が測りやすい「生活習慣病予備群者への特定保健指導以外の保健指導」、「健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育」について、認定要件において「各施策の参加率（実施率）を図っていること」を求めることとしてはどうか。
- なお、具体的な健康経営度調査の設問については、今年度設置する予定の「健康経営度調査基準検討委員会（仮称）」において議論を行う。

Q33 健康保持・増進やメンタルヘルスに関する教育

回答法人全体の
対象者に占める参加者率
(平均70.8%)



優良法人認定法人の
対象者に占める参加者率
(平均72.1%)



「受動喫煙対策に関する取り組み」の必須項目化

- 事業場において喫煙場所を設ける場合は、現時点で施行されている法令への対応を求める。具体的には、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月厚生労働省発表）の「5. 施設・設備」を基に、施設・設備面の対策として、喫煙室等の設置等を行うことを必須とする。

【健康経営優良法人2019】

本項目は、従業員の受動喫煙防止に向け、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月厚生労働省発表）の「5. 施設・設備」を基に、全ての事業場において、敷地内禁煙、屋内完全禁煙又は喫煙室以外禁煙を行っていることをもって適合とする。

なお、喫煙室においては、非喫煙場所にたばこの煙や臭いが漏れないよう措置を講じていること。（申請の際は、事業者の自主申告を基本とする。）



【健康経営優良法人2020以降】

受動喫煙対策に関する法改正の動向を踏まえ、法令に適合した対策の実施を必須とする。

※なお、健康増進法の一部を改正する法律案（平成30年3月9日閣議決定）では、施設類型ごとの取り扱いを設けている。本制度においても、将来的に施設区分に応じた対策を求めるかは検討が必要。

ESG投資における健康経営の位置づけ

- 近年世界的に機関投資家がESG（環境・社会・企業統治）を投資判断に組み入れる動きが浸透。
- ESGを含む「国連責任投資原則（PRI）」がその動きを推進している。
- 健康経営は従業員の健康や活力を向上させる中長期的な取り組みであり、ESGにおける“S”や“G”に位置づけられる。

PRIの6原則

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESG問題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象の企業に対してESG課題についての適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

ESGの要素



Environmental (E)

- climate change
- greenhouse gas (GHG) emissions
- resource depletion, including water
- waste and pollution
- deforestation



Social (S)

- working conditions, including slavery and child labour
- local communities, including indigenous communities
- conflict
- health and safety
- employee relations and diversity



Governance (G)

- executive pay
- bribery and corruption
- political lobbying and donations
- board diversity and structure
- tax strategy

「健康経営」の統合レポートへの記載（丸井グループの事例）

- 丸井グループではステークホルダーとの対話を促進するためのツールとして、統合レポート「共創経営レポート」を発刊。「健康経営」を含めた「グループ一体経営」を共創経営のビジネスモデルの一つとして位置付けており、「健康経営」については「従業員一人一人が健康を切り口に意識や行動を変えることにより、組織全体の活力を高めることで企業価値向上につなげていくことを目指している」ということを明示している。
- 同社の「共創経営レポート」等、株主・投資家向けの取り組みは海外でも評価され、アメリカの金融専門誌「Institutional Investor 誌」が発表した「The 2017 All-Japan Executive Team rankings（日本のベスト IR カンパニーランキング）」の小売セクターにて、Best IR Companies部門の総一位となった。
※「日本のベストIRカンパニーランキング」とは 米国金融専門誌「Institutional Investor誌」が日本の大手上市企業を対象に、世界の機関投資家・証券アナリストの投票によりランキングを実施するもの。「The 2017 All-Japan Executive Team rankings」では機関投資家・証券アナリスト1007名368機関が投票。
- そのほか、「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定（平成28年度）」小売部門第1位、2016年度「IR優良企業特別賞」等、IR関連で各種外部格付け・表彰を取っている。

丸井グループは
小売業なのか？
それとも金融業なのか？



CO-CREATION
共創経営レポート 2017

私たちは、
その「いずれか」ではなく
「両方」です。

株式会社 丸井グループ

グループ一体経営 ③ 人の成長を支える「健康経営」

今よりもっと活力高く 戦略としての「健康経営」

丸井グループの「健康経営」は、従業員一人ひとりが健康を切り口に意識や行動を変えることにより、組織全体の活力を高めることで、企業価値向上につなげていくことをめざしています。「病気にならないこと（予防）」だけではなく、「病が、今よりもっと活力高く、しあわせになること」が重要です。中期経営計画においても健康経営を戦略のひとつとして掲げ、丸井健康保険組合の活動と健康経営

産部の活動を連携させながら、グループ全体で健康経営をすすめています。こうした取組みは外部からも高く評価され、2016年10月に（株）日本政策投資銀行による「DBI 健康経営格付」で最高ランクを取得、2017年2月には経済産業省「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。

産部の活動と連携させながら、グループ全体で健康経営をすすめています。こうした取組みは外部からも高く評価され、2016年10月に（株）日本政策投資銀行による「DBI 健康経営格付」で最高ランクを取得、2017年2月には経済産業省「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。

1人当たり月間平均残業時間 3.7時間
丸井グループでは健康経営を働き方改革の一環と捉え、2008年より労働時間管理・勤務体系の多様化に取り組んでいます。所属ごとに時間外労働の上限幅や目標を設定し、さらに店舗では10分単位で設定した最大50通りの就業パターンで計画的なシフト作成をおこなっています。また、グループ全体で業務の最適化をおこなひ、納品品などの店舗におけるバックヤード作業をグループ会社が行うことで、店舗従業員の働きを中心とした人員配置が可能になりました。その結果、2017年3月期の1人当たり平均残業時間は年間44時間/月間3.7時間まで削減。2008年3月期と比較して本社勤務の従業員は、月間平均残業時間が2時間と約3分の1に、全国1の店舗の従業員の月間平均残業時間は、0.8時間と約3分の1になり、生産性の向上と人件費の効率化につながりました。

トップ層から意識を変える「レジリエンスプログラム」
従業員が今よりもっと活力高くイキイキと活動するためには、トップ層の理解も必要です。丸井グループでは、顧客などトップ層を中心とした「レジリエンスプログラム」を実施し、受講者自身と周囲の活力（身体・精神・情緒・意識）を高める習慣形成をめざしています。このプログラムでは本人・部下・家族の360度評価を実施し、受講者の活力度と周囲への影響度合いについてデータ分析をおこなっています。職場への影響力は大きく、各職場で自発的な革新的活動につながるなど、トップ層と従業員の双方で健康経営の意識が高まっています。

2008年3月期 2017年3月期

1人当たり月間平均残業時間	2008年3月期	2017年3月期	増減
本社勤務	130時間	44時間	-86時間
総従業員	33.6時間	10.2時間	-23.4時間
従業員1人当たり	6.8%	3.0%	-4.2ポイント

健康経営活動の変遷

- 1962年 丸井健康保険組合を設立
- 1970年 丸井健康保険組合を設立
- 2008年 プロジェクトを立ち上げ、残業時間の削減に着手
- 2011年 丸井健康経営が「レジリエンスプログラム」を開始。トップ層が健康経営の推進に大きく貢献
- 健康経営推進（健康経営推進部）を新設し、専任の健康経営責任者を配置
- 2013年 「ここからわかるサポートチャート」を導入
- 2014年 健康経営部が全従業員の健康診断アンケートと、生活習慣・仕事への取り組み変換の優先性の分析を開始。全国に展開する事業所の全従業員を対象に「セルフケア度」を把握
- 安否特報の健康経営の不安解消をサポートする健康経営窓口「ウェルネスリーダー」を全国に展開
- 2016年 「身体・精神・情緒」の健康を高める健康経営推進部「レジリエンスプログラム」をトップ層へ導入。労働者に対する「健康経営」の推進を促し、従業員と従業員それぞれの業務を活用
- 社長アドバイザーボードを導入し、専門家視点を取り入れた健康経営・アープ新創を開始
- グループ独自の「健康経営推進プロジェクト」を発足
- 2017年 働き方改革の一環として健康経営を推進

（出所）2017年9月発行丸井グループ共創経営レポート2017

健康経営の顕彰と株価指数との相関関係

- ACOEM※ではCorporate Health Achievement Award (CHAA) において、企業のマネジメントや健康施策を4つのジャンルと17の下位カテゴリーに分けて審査し、総合的な評価により顕彰している。Raymond Fabiusらは2016年の研究において、CHAAの基準の一部を下図の通り「健康」と「安全」の指標として区分し分析を行った。
- 適合する過去の受賞企業を6つの基準からS&P株価指数と比較した。いずれにおいても、「健康」「安全」で高得点を得たグループはS&Pより優れていた。

※ACOEM (American College of Occupational and Environmental Medicine (産業医学と環境医学の委員会)) は、医療従事者として実務についている者とプロバイダーによって組織されている団体。健康増進と労働者と職場の安全のために、教育、調査、施策の改善を行う。有料で過去のカンファレンスの記録やニュースレターを公開。

健康の評価に用いられたCHAAジャンルとカテゴリー				安全の評価に用いられたCHAAジャンルとカテゴリー			
2.1	従業員の健康評価	2.【健康的な従業員】 合計250点	【健康指数】 合計> 175点 もしくは> 200点	3.1	危険防止策	3.【安全な職場】 合計250点	【安全指数】 合計> 350点 もしくは> 400点
2.2	労働災害予防			3.2	危険回避のための教育		
2.3	出張者へのケア			3.3	防災用品の配布		
2.4	メンタルヘルスと薬物使用			3.4	衛生面への配慮		
		3.5	緊急事態への備え				
				4.1	職場内外での健康増進	4.【健全な組織】 合計250点	
				4.2	欠勤と休職への対応		
				4.3	福利厚生の方考え方		
				4.4	健康経営の方考え方		

(出所)“Tracking the Market Performance of Companies That Integrate a Culture of Health and Safety An Assessment of Corporate Health Achievement Award Applicants” Raymond Fabius, MDら、JOEM Volume 58, Number 1, January 2016
より日本語訳

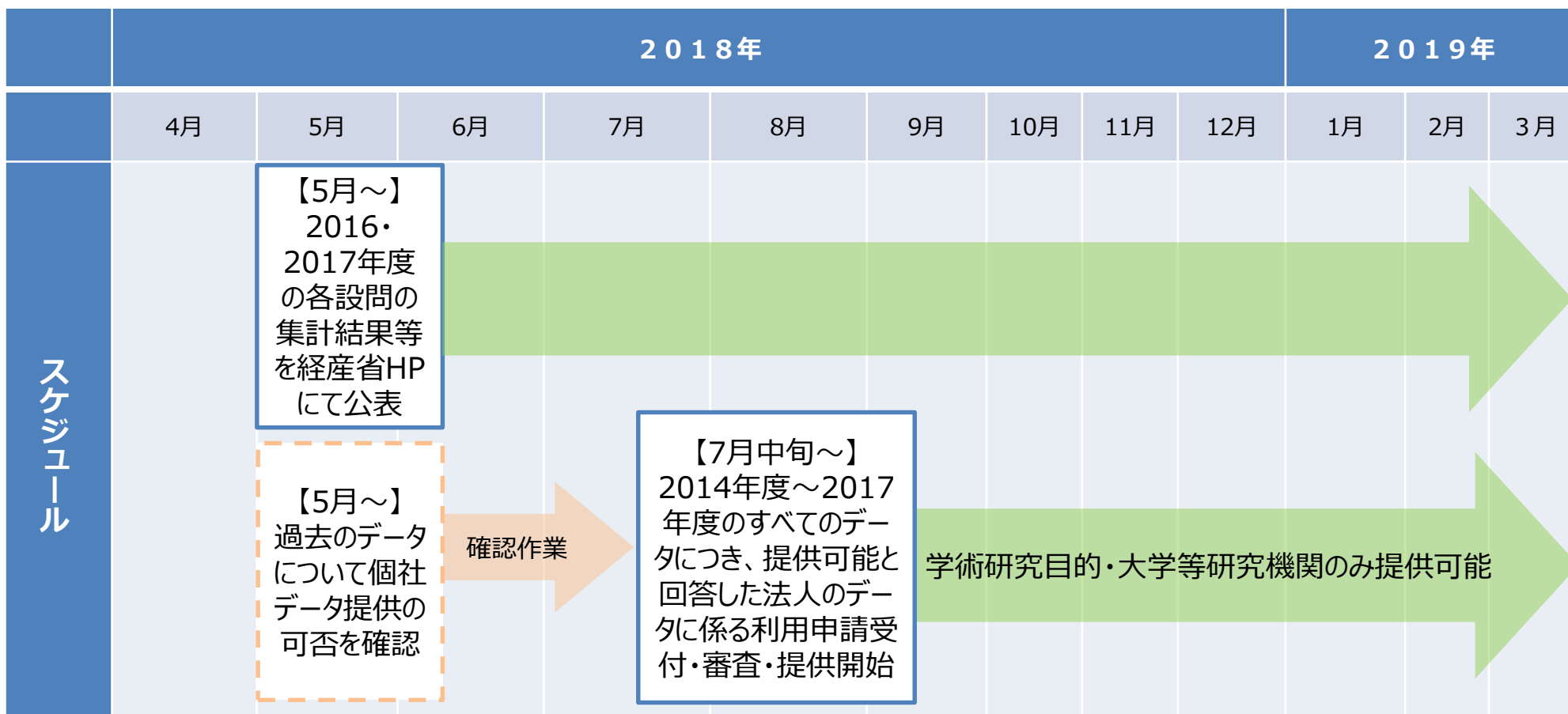
Portfolio	Active Return	Performance Difference	S&P
Health >175	333%	208%	105%
Health >200	204%	99%	105%
Safety >350	314%	209%	105%
Safety >400	319%	214%	105%
Health & Safety >175/300	333%	228%	105%
Health & Safety >200/400	279%	174%	105%

(出所)“Tracking the Market Performance of Companies That Integrate a Culture of Health and Safety An Assessment of Corporate Health Achievement Award Applicants” Raymond Fabius, MDら、JOEM Volume 58, Number 1, January 2016

健康経営度調査のデータの利活用について

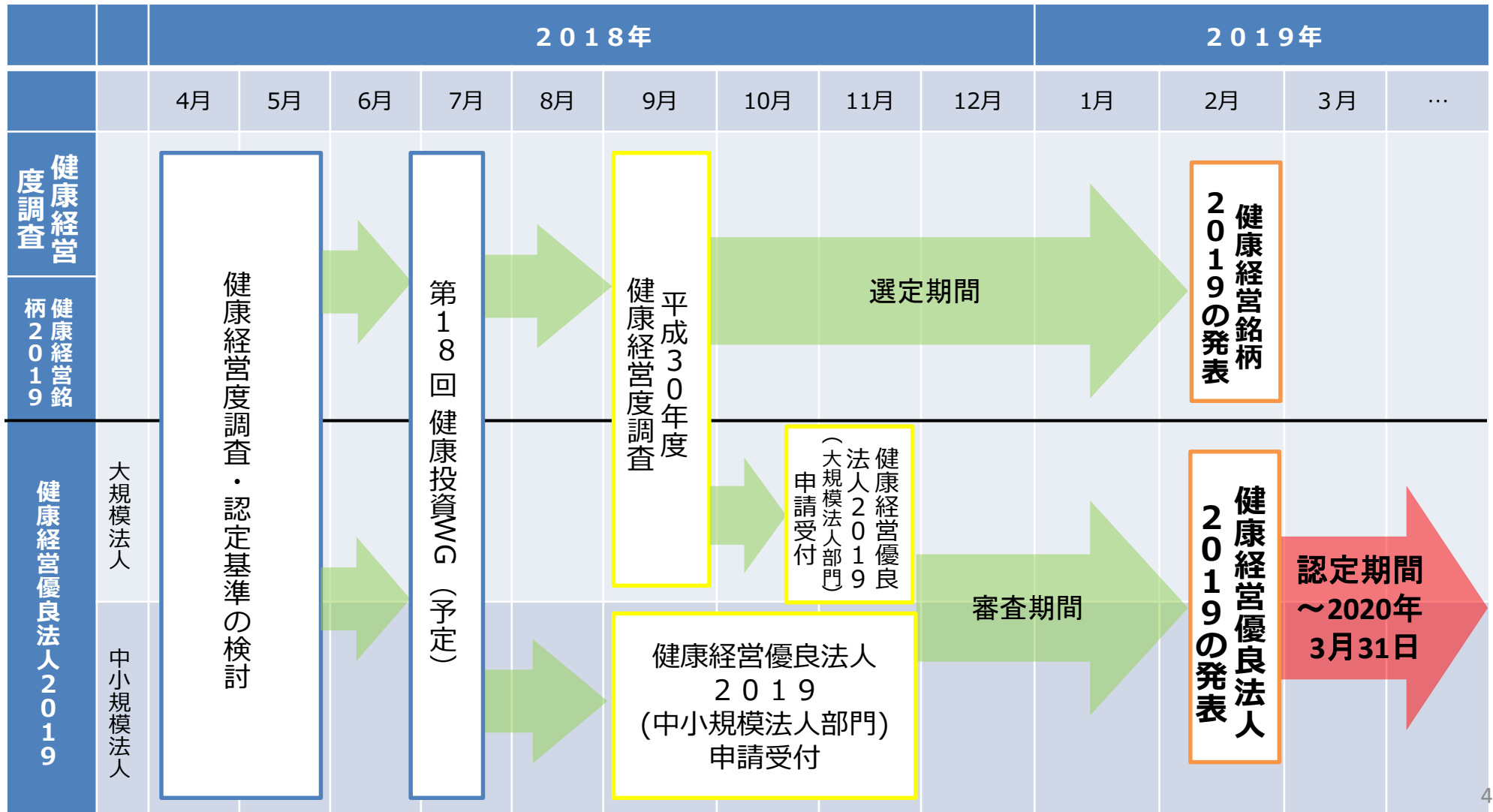
- 企業等からの実事例データの収集だけでなく、過去4年間蓄積した健康経営度調査回答データの研究利用等を今後積極的に進めていくため、本年5月を目途に当該回答データを提供する体制を構築する。
- なお、回答データの管理及び運営は、当面の間、経済産業省で実施する。

<健康経営度調査のデータの利活用のスケジュール（案）>



今後のスケジュール（仮）

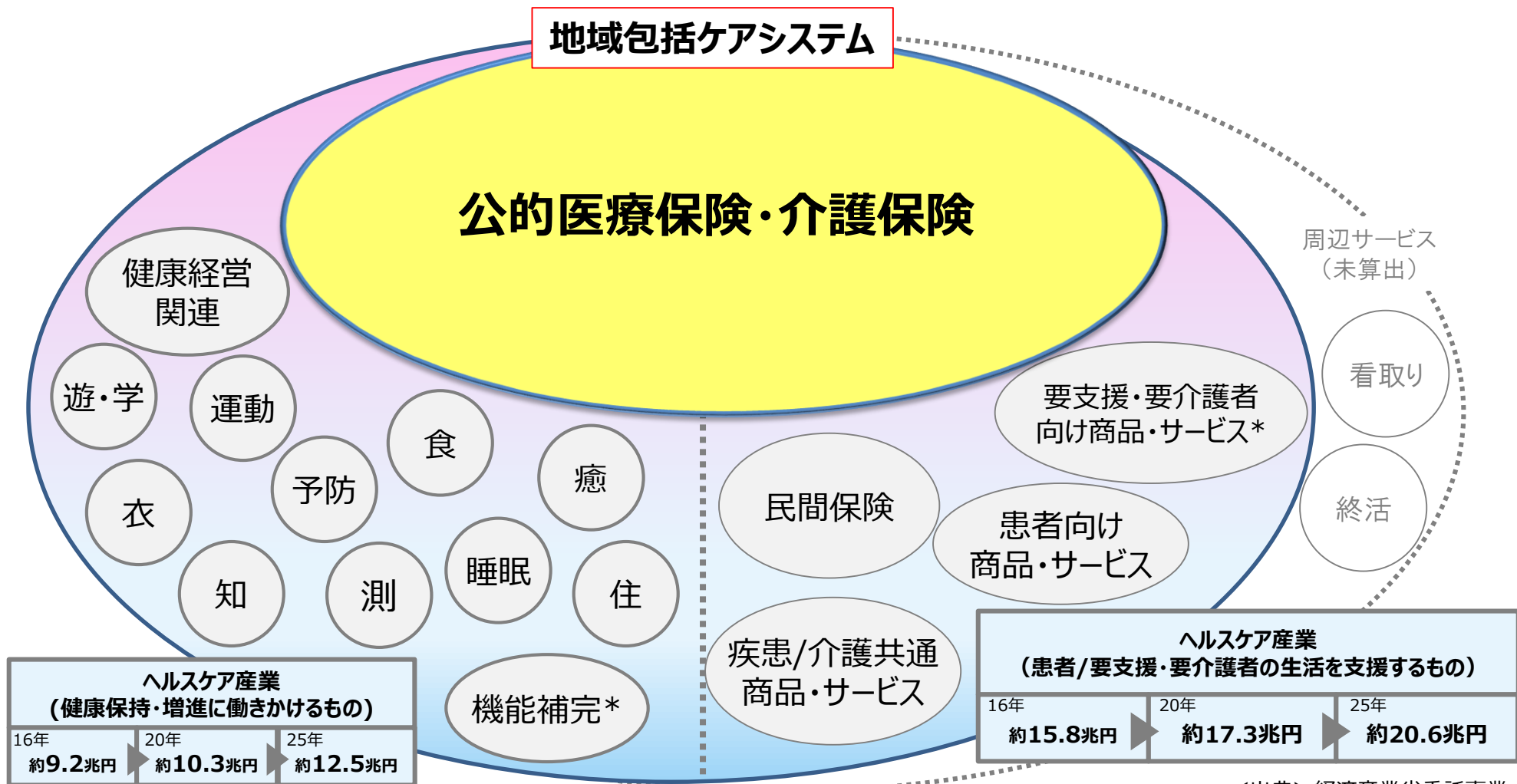
- 「健康経営銘柄2019」及び「健康経営優良法人2019」に係るスケジュールは以下のとおり。
- 中小規模法人部門については、申請期間を拡大する方向で今後の検討を進める。



3. 健康経営を支えるサービス

ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の市場規模（推計）

- ヘルスケア産業（公的保険を支える公的保険外サービスの産業群）の全体像を整理した上で、民間調査会社等が既に試算している各産業分野の市場規模を集計し、現状及び将来の市場規模を推計。2016年は約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。
- 今後、ヘルスケア産業政策の動向等を踏まえ、随時見直しを行っていく。



【参考】ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の市場規模（推計）の内訳

- 2016年のヘルスケア産業市場規模は、約25兆円、2025年には約33兆円になると推計された。
- ただし、今後、新たに産業化が見込まれる商品やサービス等（例えば健康志向住居や健康関連アドバイスサービス）は含んでいない。

ヘルスケア産業 (健康保持・増進に働きかけるもの)		16年 約9.2兆円	25年 約12.5兆円
健康経営を 支えるサービス	2016年 5,600億円	▶	2025年 7,600億円
✓ 健診事務代行 ✓ メンタルヘルス対策 等			
食	2016年 3兆2,000億円	▶	2025年 4兆1,600億円
✓ サプリメント・健康食品 ✓ OTC・医薬部外品 等			
知	2016年 300億円	▶	2025年 600億円
✓ ヘルスケア関連アプリ ✓ ヘルスケア関連書籍・雑誌 等			
測****	2016年 1兆200億円	▶	2025年 1兆1,200億円
✓ 検査・健診サービス ✓ 計測機器 等			
癒	2016年 4,000億円	▶	2025年 5,200億円
✓ エステ・リラクゼーションサービス ✓ リラクゼーション用品 等			
運動	2016年 7,100億円	▶	2025年 1兆5,900億円
✓ フィットネスクラブ*** ✓ トレーニングマシン 等			
住	2016年 1,000億円	▶	2025年 1,300億円
✓ 健康志向家電・設備			
睡眠	2016年 1,500億円	▶	2025年 1,900億円
✓ 機能性寝具			
遊・学	2016年 2兆3,800億円	▶	2025年 3兆2,000億円
✓ 健康志向旅行・ヘルスツーリズム			
機能補完*	2016年 2,700億円	▶	2025年 3,400億円
✓ メガネ・コンタクト 等			
予防 (感染予防)	2016年 3,600億円	▶	2025年 4,000億円
✓ 衛生用品 ✓ 予防接種**** 等			
衣	2016年 -	▶	2025年 -
✓ 健康機能性衣服 等 ※当該項目についてはデータ収集が困難であり推計していない。			

ヘルスケア産業 (患者/要支援・要介護者の 生活を支援するもの)		16年 約15.8兆円	25年 約20.6兆円
保険	2016年 7兆2,200億円	▶	2025年 9兆3,600億円
✓ 第三保険			
患者向け 商品・サービス**	2016年 600億円	▶	2025年 1,000億円
✓ 病者用食品 等			
要介護/支援者 向け商品・サービス	2016年 8兆3,800億円	▶	2025年 10兆8,600億円
✓ 介護用食品**介護旅行/支援付旅行 ✓ 介護住宅関連・福祉用具* 等			
疾患/介護共通 商品・サービス	2016年 1,200億円	▶	2025年 2,300億円
✓ 高齢者向け食事宅配サービス			
終活			
周辺サービス			
看取り			

*: 保険内外の切り分けが困難であり一体として試算
 **: 施設向け/個人向けの区分が困難であり一体として試算
 ***: 要支援・要介護者向けサービスの切り分けが困難であり一体として試算
 ****: 自治体/企業等の補助と個人負担の切り分けが困難であり一体として試算 49

【参考】ヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の各分野に含まれる商品・サービス

- ヘルスケア産業(健康保持・増進に働きかけるもの)の各分野に含まれる具体的な商品やサービスは以下のとおり。

健康経営を支えるサービス

従業員が健康的に働けるように職場環境を整えるための企業・保険者向けサービス

1. 健康課題の把握に関するサービス(健診事務代行、ストレスチェック)
2. ヘルスリテラシーの向上に関するサービス(健康関連研修サービス)
3. 健康増進・生活習慣病予防対策に関するサービス(社員食堂運営受託、オフィス惣菜健康機器禁煙プログラム、睡眠支援サービス)
4. 感染症予防対策に関するサービス(BCP)
5. メンタルヘルス対策に関するサービス(EAP/メンタルヘルス)
6. 保険者との連携によるサービス(医療/健康データ分析、特定保健指導、歯科検診、健康イベント/セミナー健康相談、ポピュレーションアプローチツール、広報活動支援、健康ポイント/インセンティブ)サービス
7. 対策の検討に関するサービス(健康経営アドバイザー、健康経営等評価指標策定、コンサルティグ(人事・組織業務改革 人事・組織業務改革))
8. ワーク・ライフ・バランスに関するサービス(福利厚生代行、直営/契約保養所、女性支援、テレワーク、SAS 検診、MCI / 認知症スクリーニング、SAS健診)
9. 職場の活性化に関する(健康経営オフィス、オフィス菓子、マッサージ/リフレッシュルーム運営支援、音楽/BGM、職場環境改善IoT)
10. 過重労働対策に関するサービス(勤怠管理システム)
11. 法令遵守・リスクマネジメントに関するサービス(産業医関連業務、健康管理システム、海外赴任者向け健康管理支援)

知

健康の保持・増進に役に立つ情報を提供する商品及びサービス

1. ヘルスケア関連書籍(健康分野の書籍)
2. ヘルスケア関連雑誌(家庭医学分野の雑誌)
3. ヘルスケア関連アプリ(一般的な健康管理・フィットネスアプリ、女性の健康管理アプリ、その他健康管理アプリ)

遊・学

健康の保持・増進するための遊びや学びを提供する商品(知的玩具)及びサービス

1. 健康志向旅行・ヘルスツーリズム

測

自身や家族の健康状態を把握するためのデバイス及びサービス

1. 計測機器(ウェアラブルデバイス、歩数計・活動量計、睡眠計、ヘルスメーター(体重計、体脂肪計、体組成計)、血圧計、電子体温計)
2. 検査・検診サービス(遺伝子検査サービス、健康検査サービス)
3. 健診(法定健診、任意健診 ※特定健診市場含む)

食

健康を保持・増進するために必要な栄養を補う食品及び上記食品を提供する場所、及び食に関連する教育指導サービス

1. サプリメント・健康食品(機能性成分強化食品・飲料、健康食品、シリーズサプリメント)
2. OTC・医薬部外品(一般用医薬品 ※配置用家庭薬以外、医薬部外品)

運動

健康を保持・増進するために必要な適度な運動を提供するための機器・用具及び、運動機会を提供する場所(施設)、及び運動に関する教育指導サービス

1. トレーニングマシン(トレッドミル、フィットネスバイク、ステッパー、レッグスライダー)
2. フィットネスウェア・トレーニングシューズ
3. フィットネスクラブ

予防(感染予防)

健康を害する可能性がある菌・ウイルスが体内に侵入・繁殖することを防ぐ商品・サービス

1. 衛生用品(浴用固形石鹸、ハンドソープ、ウェットティッシュ、家庭用マスク、避妊具(コンドーム、ペッサリー、子宮内避妊用具、その他の避妊用具))
2. 口腔ケア日用品(歯ブラシ、歯磨、デンタルフロス)

睡眠

健康を保持・増進するために質の高い睡眠を提供するための商品及びサービス、及び睡眠に関する教育指導サービス

1. 機能性寝具(マットレスパッド、枕)

癒

健康を保持・増進するために心身をリラックス・リフレッシュする商品・サービス、及び、リラクゼーションに関する教育・指導サービス

1. 一般用治療・リラクゼーション用品・機器(マッサージチェア、フットマッサージ機、低周波治療)
2. エステ・リラクゼーションサービス(物販含む全体)

住

健康的で、身体的負荷のかけにくい住環境を提供するために必要な商品及びサービス

1. 健康志向家電・設備(空気清浄機、浄水器・整水器)

機能補完

健康的な生活を送るために機能低下を補う商品、及び、生活を支援する商品・サービス

1. 眼鏡・コンタクト(視力補正用眼鏡、特殊眼鏡、視力補正用眼鏡レンズ、コンタクトレンズ) ※保険内外の切り分けが困難であり一体として示している

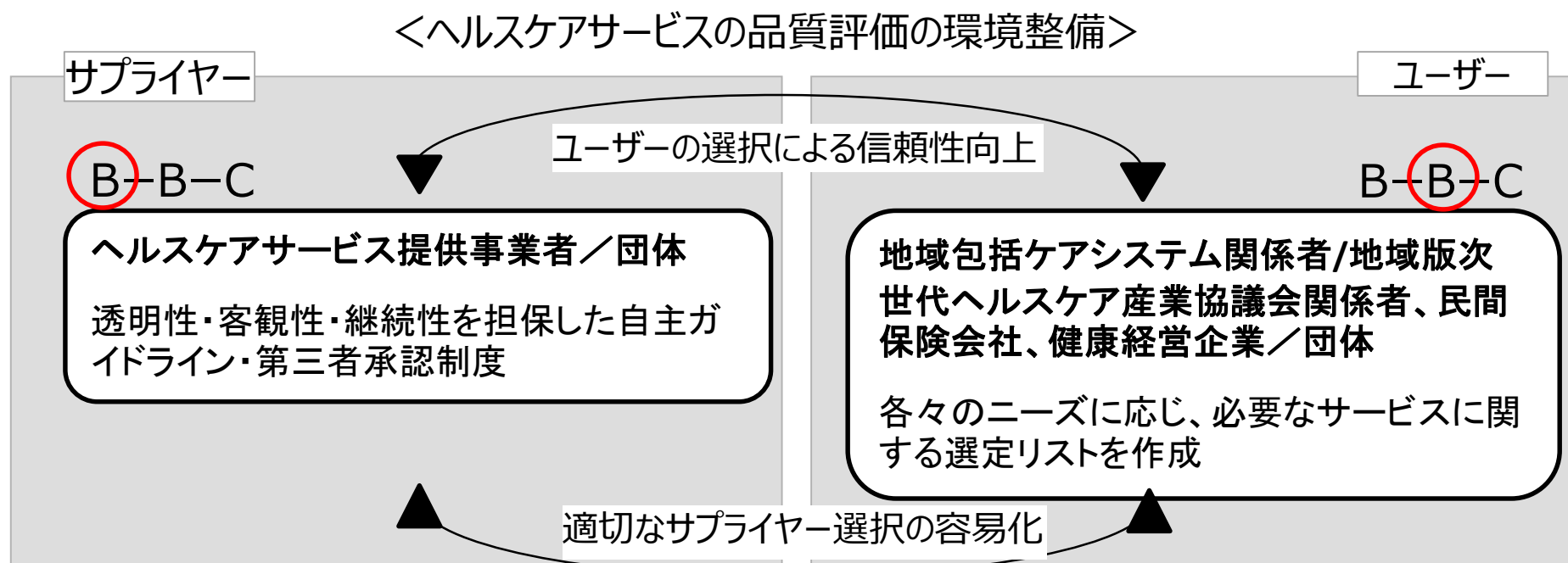
衣

健康の保持・増進に役立つ衣服

1. 健康機能性衣服
※当該項目についてはデータ収集が困難であり推計していない。

ヘルスケアサービスの社会実装に係る取組（品質評価の環境整備）

- ヘルスケアサービスの普及に向けては、適切な品質評価が必要。一部の業種では自主的な認証制度等が整備されているが、今後は、業界ごと／業界横断の自主的な基準整備等を促しつつ、将来的に、継続的な品質評価を可能とする環境整備が重要。



【国によるサポート】

- ヘルスケアサービスを提供している業種のリストアップ
- 望ましい認証制度やガイドラインのあり方の提示
- 認証制度、ガイドライン、選定リスト活用支援

民間保険を活用した予防投資の促進

- 生命保険会社では、契約者の健康度や行動変容に応じて、保険料の還付等を行う新たな保険商品を発売する動き。適切な保険外サービスの普及に向け、民間保険に期待。

東京海上日動あんしん生命
「あるく保険」

- 被保険者はウェアラブル端末の貸与を受けて、スマホアプリと連動させることで歩数を記録。
- 1日平均8000歩以上歩くと、半年ごとの達成状況に応じて、保険料の一部が還付金として返還される仕組み。

第一生命
「健康診断割引特約」

- 被保険者が健康診断の結果を保険会社に提出することで、保険料（死亡保障、三大疾病保障等）が最大2割安くなる保険を導入。
- 健診結果を提出するだけで最大1割、BMI、血圧、HbA1Cの数値が条件を満たせば、さらに最大1割が引かれる仕組み。

損保ジャパン日本興和
ひまわり生命
「リンククロス じぶんと家族のお守り」

- 契約時の喫煙の有無などを元に4段階の保険料を適用。契約後の禁煙やBMI値の低下等で、契約日から2年以上5年以内に段階が改善すれば、契約時からそれまでに支払っていた保険料の差額相当額を還元。
- 被保険者は専用アプリを通じて、体重や血圧、食事内容などを入力して健康管理ができるほか、生活習慣に関するアドバイスを受けられる。

住友生命「Vitality」
※今後発売予定

- 保険加入者の健康増進活動への取組をポイント化し、そのポイントによって判定された年間のステータスが高いほど保険料の割引や提携のパートナー企業が提供する特典を得られる。
- 南アフリカのディスカバリー社が世界17カ国で展開しているウェルネス「Vitality」を生命保険商品に組み込み、各種インセンティブが長期的に保険加入者の健康増進に寄与する行動変化を促すという仕組み。

日本生命
「ニッセイ脳トレ」

- Amazonの人工知能（AI）スピーカーを活用し、日常的な脳への刺激や生活改善に向けて、AIスピーカーが音声対話を通じたクイズ、生活習慣に対するアドバイスを提供。

**参考：健康経営銘柄及び健康経営優良法人
の選定・認定について**

「健康経営銘柄」「健康経営優良法人認定制度」の選定(認定)フロー

- 健康経営銘柄の選定、健康経営優良法人の認定を受けるには以下のステップが必要となる。

健康経営銘柄の選定フロー

健康経営優良法人の認定フロー

東京証券取引所上場会社

大規模法人部門※

中小規模法人部門

健康経営度調査の実施

経済産業省が実施する、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するための、「従業員の健康に関する取り組みについての調査」(健康経営度調査)に回答。

協会けんぽ支部や健康保険組合連合会支部が実施している「健康宣言」事業に参加

回答結果をもとに、健康経営優良法人(大規模法人部門)の要件に適合しているかの判定を受ける

自社の取組状況を確認し、認定基準に該当する具体的な取組を申請書に記載

健康経営度が上位20%である上場企業を候補として選定

健康経営度が上位50%である法人が申請資格を獲得

東京証券取引所において、財務指標スクリーニングを実施

保険者と連名で申請

保険者を經由して申請

経済産業省及び東京証券取引所が共同で選定

認定審査

日本健康会議において認定

* 33業種毎1社の選定(最大で33社となるが、該当企業がない場合、その業種からは非選定)。

※常時使用する従業員の数が ①卸売業:101人以上 ②小売業:51人以上 ③医療法人・サービス業:101人以上 ④製造業その他:301人以上の法人を「大規模法人」とする

「健康経営銘柄2018」の選定方法について

- 健康経営度調査回答企業の中から、以下の流れで健康経営銘柄2018を選定。

「健康経営銘柄」

「健康経営」に優れた企業

「従業員の健康に関する取り組みについての調査」に回答した企業

東京証券取引所上場会社

＜平成29年11月～12月＞

東証による「財務指標スクリーニング」等の実施

財務指標による一定のスクリーニング等を行った上で、「健康経営銘柄2018」を選定。なお、今年度以下のとおり「**財務指標スクリーニング方法の見直し及び昨年度回答企業への加点方式を追加。**

- ROE（自己資本利益率）の直近3年間平均が**0%以上**の企業を対象とし、**ROEが高い企業には一定の加点**を行う。
- **昨年度回答企業に対しても一定の加点**を行う。
- * 33業種毎1社の選定を予定している（最大で33社となるが、該当企業がない場合、その業種からは非選定）。
- * TOKYO PRO Market上場会社は対象外。

＜平成29年10月～11月＞

回答結果を元に、健康経営度が上位20%に入り、かつ、健康経営優良法人（大規模法人部門）の要件を満たしている企業を銘柄選定企業候補として選定

* 重大な法令違反等がある場合には選定しない。

＜平成29年9月～10月＞

「従業員の健康に関する取り組みについての調査」の実施

経済産業省が、従業員の健康管理に関する取組やその成果を把握するためのアンケート調査を実施。

健康経営優良法人2018（大規模法人部門）の申請

- 健康経営優良法人2018（大規模部門）の認定を受けるためには、以下のステップが必要となる。

ステップ1

健康経営度調査に回答する。

- ① 経済産業省が実施する「平成29年度健康経営度調査（従業員の健康に関する取り組みについての調査）」に回答。

※上場企業以外で調査票を入手を希望する場合は、以下のアドレスにメールを送付。

（経産省委託先：(株)日経リサーチ）health_survey@nikkei-r.co.jp

※上場企業は、日経リサーチから送付予定。

ステップ2

基準の適合状況の判定を受け取り、申請資格を得る。

- ② 健康経営度調査への回答後、結果サマリー（フィードバックシート）が返却され、その中に、「健康経営優良法人（大規模法人）」の基準に適合したかが明記された「適合状況兼申請用紙」が同封。①「認定基準に適合」と判定され、②健康経営度が上位50%に該当する場合に限り、申請資格を得ることができる。

ステップ3

主たる保険者との連名で申請する。

- ③ 「適合状況兼申請用紙」に加入する保険者名等必要事項を記載し、加入する保険者に提出（申請）する。

- 健康経営優良法人(中小規模法人部門)の申請に関する手順は以下のとおり。

ステップ1

- **健康宣言を行い、申請資格を得る。**

- ① 協会けんぽ支部や健康保険組合連合会支部が実施している健康宣言事業※に参加。

※地域によって名称が異なるため、詳しくは保険者に照会。

ステップ2

- **自社の取組状況を確認し、基準の適合状況を自主確認する。**

- ② 健康宣言での宣言項目を中心としつつ、認定制度の評価項目に掲げる事項に取り組む。
自社の取組状況が、認定条件に達しているか必要書類を用意しつつ、自主確認を行う。

ステップ3

- **申請書に適合状況を記載し、提出する。**

- ③ ②の自主確認の結果、十分に組み合わせていると判断した場合は、申請書に必要書類を添付の上、主として加入する保険者に12月8日迄に提出する。

※一度、受理した申請書は認定結果に関わらず返却しない。

健康経営優良法人(大規模法人部門)2018認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信(アニュアルレポートや統合報告書等での発信)	必須	
2. 組織体制		経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須	
		保険者との連携	健保等保険者と連携		
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～⑮のうち12項目以上	
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定		
			ヘルスリテラシーの向上		⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定
			ワークライフバランスの推進		⑥適切な働き方実現に向けた取り組み
			職場の活性化		⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
			保健指導		⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
			健康増進・生活習慣病予防対策		⑩食生活の改善に向けた取り組み
					⑪運動機会の増進に向けた取り組み
					⑫受動喫煙対策に関する取り組み(※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)
感染症予防対策			⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み				
メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み				
取組の質の確保		専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須	
4. 評価・改善		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須	
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自己申告)	必須	
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)		
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)		
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)		

健康経営優良法人2018(中小規模法人部門)の認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち 2項目以上
			②受診勧奨の取り組み	
		対策の検討	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
			④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち 少なくとも1項目
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)	
	従業員の心と身体 健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち 3項目以上
		健康増進・ 生活習慣病 予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫受動喫煙対策に関する取り組み (※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)	
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策	⑮不調者への対応に関する取り組み			
4. 評価・改善		保険者へのデータ提供 (保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自己申告)	必須
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	

ご清聴ありがとうございました

企業、研究機関、保険者、医療関係者、その他関係者のみなさまにおかれましては、健康経営と企業業績等の関係性や、健康経営における女性の健康問題に関する優良事例や職員のニーズ分析について、情報提供にご協力くださる方がいらっしゃいましたら、以下アドレスまでご連絡いただければ幸いです。

healthcare@meti.go.jp